

参議院社会労働委員会會議録第二十二号

昭和三十一年四月十二日(木曜日)午前
十一時二分開会

委員の異動

四月十日委員久保等君及び森田義衛君
辭任につき、その補欠として山本經勝
君及び高良とみ君を議長において指名
した。

四月十一日委員山本經勝君辭任につき、その補欠として平林剛君を議長に
おいて指名した。

本日委員藤原道子君、竹中勝男君及び高良とみ君辞任につき、その補欠として山本經勝君、大和亨一君及び森田義衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	重盛
理事	壽治君

理事

委員

高野 一夫君
谷口 弥三郎君
山下 義信君
草葉 隆圓君
柳原 亨君

國務大臣

労働大臣

政府委員

労働政務次官 武藤 常介君

勞働大臣官
務課長
村上 茂利君

勸省勞政局長 中西 實君

事務局側

常任委員
多田 仁巳君
専門員

說明員

勞働省 労働局長
石黒 拓爾君

○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長(重盛壽治君) それでは、ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を御報告いたします。四月十日付森田義衛君辞任、高良とみ君選任、四月十日付久保等君辞任、山本經勝君選任、四月十一日付山本經勝君辞任、平林剛君選任、四月十二日付藤原道子君辞任、山本經勝君選任、四月十二日付竹中勝男君辞任、大和与一君が選任、以上であります。

○委員長(重盛勝治君) 公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑をお願いいたします。

○平林剛君 私は公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案の改正の時期について、最初にお尋ねをしたいと思うのであります。戦後、労働組合法の改正につきましては、何回となく試みられて参りましたが、常に

そのときの社会情勢によつて、その労

働法の改正がいろいろ議論せられることが多かったと思うのであります。この議題となつてゐる公共企業体等労働関係法が当初制定された当時におきましても、やはり占領軍によつて、その意図がどこにあるかということば讀者も承知しておるところだと思ふのであります。特にこの公労法は、占領下早急の間に立法されました、その内容がいわゆる翻訳立法の最たるものであるといふ批判もかなり強いわけでありまして、技術的にも不備な点がたくさんありますし、その結果、今日まで公共企業体等の使用者も、また労働組合の方も、無用の紛争を招いておりましたことは事実であります。今度のこの法律案の改正の要旨を、政府が臨時公労法審議会に意見を求めた時期が一月十四日、ちょうどそのときは昨年から喧伝をされておりました総評の春季闘争が叫ばれておつた、そういう時期にこの公労法の一部改正という問題が政府の方から打ち出されたということにつきましては、私はそこに大きな政治的な要素が加わつてゐるのではないかという疑問を感ずるのであります。そこで政府はこの公労法の改正の時期を今度の国会に求めたその理由、その点について労働大臣から、私は御見解をお伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私どもがこの公労法の審議会を設けましたのはなるほど一月ですが、私が就任いたしましたのは十一月の月末でありまして、そのころからもしばしば国会などで勞

働関係について、どういふ考えをもつ

ているかというお尋ねを受けましたときに、労働関係は特に人と人との関係を律するものであるから、あまり法律や規則で拘束するようなことを考えるよりも、よい労働慣行を作るように指導いたしていきなさいと思ひ、ただししかし公共企業体等労働関係法だけにについては、長年私どもが国会において労働関係を取り扱った関係上、これは経営者もそれから従業員も皆この法律の不備を指摘しておるし、この立法をされましたときに、私ども労働委員としてしばしばそういう点について問題があったのでありますが、ついそのまゝになつておる、こういうものは世間皆が改正を要望しておることであるからして、これだけは手をつける方がよい、こういうことを当初就任したときから申しておつたのでありまして、そのころはまだいわけゆる春闘争というふうなスケジュールを出しておられないときでありますし、これはもう私が就任いたしましたときから、公労法についてだけは何かもう少し明確にしたい、こういう理想をもつておつたものでありますから、それを敷衍化してきたというだけでございまして、別に何か他意はございません。

○平林蘭君 倉石労働大臣が自由党の労働委員長長の当時から、公労法のことについて非常に理解が深かったということは私も承知しております。しかし後に指摘したいと思いますが、それらには今度の改正案というものは非常に粗末なものである、本質的な解

決になつていないということを私は指

摘をしたいと思いますのですが、これはあとで申し上げます。しかし、この改正案の時期について、一部では、どうも適当な時期ではないという批判はかなりあると思うのです。なぜかといいますと、この公共企業体等労働関係法に重大な影響を与えると判断せられる国家公務員法の改正が、今、日程に上つておる、そういう際に少くとも制度の根本に触れるようなものだと、これに先がけて行くことが適当であるかどうか、特に今度の法律案の骨子の中には、今までの調停仲裁の機関というものを改めて、別な機構にするという考えも含まれておるだけに、また三公社五現業、特に五現業と他の現業との関係においてもいろいろ議論せられていく点が多いだけに、これと切り離してこれだけに手がけるということについては、かなり有力な意見もあつて適当ではないんじゃないか、こういう見解もあるわけであります。私のこれは独断かも知れませんが、私的には、情勢から見てもう一つ言えることは、特に最近保守と革新の二大政党の時代に入つて参りました。二大政党といひましてもまだ保守党の方が絶対多数を占めておる。国会においては多数政でありまますから、そういう意味ではある程度保守党の方もやりたいことはできる。こういうときに、特に国民も保守対革新が一体どういう政治をお互いに協議してやるだらうかという一つの期待を持っておるときに、しばしば問のあつた公労法を、しかも本質的な

問題の解決を除いて行方ということについては私は時期としてどうかと思ふのです。特にこれも後に指摘したいと思ふのでありますけれども、それは一月の初めにはまだ春闘のことはどうも、時期ではなかったというふうに御説明になりましたけれども、昨年の御存じのほうであります、私はこれについては争ひませんけれども、春闘に對する今度の政府のかなり強い介入態度から見ても、私は今度の法改正そのものが権力的な改正だといふふうに判断されるおそれは全くないとは言えないと思ふ。こういう疑問や意見に對して、特にこの時期が選ばれた。もちろん労働大臣が就任をされて第一に、一番体験の深かったことについてよくしよとする意図であろうと私は思ひますけれども、こういう時期その他から考へて、特に今度の国会で通さねばならぬ—今度の国会で通さねばならぬという理由は何かほかにあるのではあませんか。

○國務大臣(倉石忠雄君) この公共企業体というもののそのまゝの姿を国家的な立場に立つて考へて理想的な形であるかどうかということについては、世間にもいろいろ議論がありでありますし、私もそれについてはいろいろ考へておりましたが、しかし、これを現在のまゝに存在せしめておく以上は、やはりそれに關する労働関係法というものがあつたから、それから、それをなるべくわれわれの考へておる理想的な形に変えたい、こういうのが私の考へでありまして、従つてこの法律の改正をお願いすることの主たるねらいは、提案理由の説明にも申

し上げてあります通り、仲裁裁定というものについてなるべくもう実施に移せるようにしようではないか、そうしてそれを権威あらしめるようにしたい。平林さんもよく御存じのように、常に国会に持ち込まれたる紛争は仲裁裁定でありますから、これに重点を置いて、そしてこの三公社五現業の紛争が調停に出ました。今度はもう解決いたしましたが、この次いつそういふところがあるかわかりませんが、その前に法律の改正をして、そして、そうして紛争を国会に持ち込むようなことのないように、政府としてはできるだけそういう仲裁裁定を履行する義務づけをして、すなわち仲裁裁定が尊重せられるような形にあとより改めたい、こういうのが私の理想でございますので、これはいろいろ私どもの考へておらないことを想像されて御批判をいただく前に、いい改正案を出したと言つてはめていただけたと思つておつたのであります、どうぞそういう意味でよろしく願ひいたします。

○平林剛君 その点はもう少し審議してみないと、いい改正案になつてゐるか、悪い改正案になつてゐるかということは私は言えないと思ふ。特に、労働大臣は、今度の改正案で仲裁裁定というものがすみやかに実施に移されて紛争がなくなるというふうなことを考へるのようであります、さてこれを實際問題に移された場合にその通りになるかどうか、これはむしろ今までの運用によつて幾らでもできた、今日まで紛争を長引かせておつたのは別のファクターであつたというものが、私が体験したところでありまして、これは労働大臣と見解が違ふかもしれませ

んが、私は今日公労法がしかれてから一貫して紛争の原因というものはどこにあるかというのを特に承知しておるものであります。しかし、倉石労働大臣のお答えを善意に解釈いたしました、一応そういう理想に近づかしめるというお気持であるといふことは、そのまゝ聞いておいてもいいのでありますけれども、しかしもう一つ私はこの時期に關係をして感ずることは、一月の十四日に臨時公労法の審議会に委嘱をして、答申が二月八日に出てきた、大へんむずかしい法律にかかわらず、ざいぶん早くこの答申案が出たものだ、と、逆に言えば、私はこの委員の方の積極的な努力に對して敬意を表します。しかし、法案全般を見たところ、どうも先ほど指摘しましたように、私は感じとして拙速的な感じを受けるわけでありまして、これはもつとこまかく審議していけば明らかになるところであります、審議会の答申の中での重要な柱については私は抜かされてしまつておつて、結果的には尊重していかないということになつてゐる気がするわけですが、本質的ななかなか複雑な問題が隠れてゐることは私も承知しておりますけれども、先ほどのように、労働大臣が好意を持って、善意を持ってこの法律案を理想的な方向に持つていくのだという気持があるならば、公労法に明るい労働大臣として、もう少し本質的なところまで手がけてもらつてもいいのではないかと、こ

ういうふうにお思ひであります。そういう意味でどうでしょう、か、ちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、何となく間に合せた、臨時の非公式の諮問委員会というよりは、一つ公式の審議会

といふものを作つて理想に近づけるように、改正について慎重を期するといふ考へは現在のところお持ちになりませんでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) この審議会の委員の方々が非常な努力をされまして、私の方ではこの答申案をお願いをいたしましたときに、いつまでも出していただきたといふ何となく希望、それからまたこつちの方で政府は考へておるのだといふようなことは毛頭申し上げておけません。そして御承知の通りに、第三者の立場にお立ちになつておられるのは、長年調停をやつておる藤林教授、それから労働法の公平な学者であると言はれておる峰村教授及び大蔵省の關係がございまして、大蔵省をよく説いていただくためには最もよろうといふので長沼弘毅氏をおずらわして、そしてあとはいろいろ経営側と組合側の代表に出していただきまして、快くお引き受けを願つて、ある日のごときは非常に夜おそくまで熱心をやつていただきました。大体専門家のおそろひでございますから、なるほど時間は短かつたかもしれませんが、回数には非常に多くの回数を重ねて、そして重点的な問題はもう十分に御審議をお願いしまして、私はこの答申案を拝見して、さすがに専門家でいろいろ委員の方々の御意見であると感じたのであります、大体において答申案の要旨を取り入れて原案を作つたわけでありまして、そこで、現在の公共企業体というものの運営から見ても、私はまず政府の今度提案をいたしましたこの程度が、現在の段階では最も理想に近い改正案ではなからうか、こ

ういうふうにお思ひまして提案いたし

ました。あらためてこれをやり直すといふことは考へておりませんから、どうぞ一つ御賛成をお願いいたしたいと思ひます。

○平林剛君 専門家でいろいろの各委員の御努力については、さつき私が申し上げたように敬意を表するわけでありまして、その委員の方々のこの公労法に對する基本的な考へ方というものは、やはり法律そのものについてこれを置いておいた方がよいのか、廃止して他の労働法に一本にすべきか、あるいは公社や企業体、企業官庁のあり方を含めて徹底的に検討する必要がある、だからそういう上での根本的な改正を行うことが望ましいと答申案では述べておるわけでありまして、しかし、短時日では無理だから、可能な限りその欠陥を是正して現状を一步でも前進させよう、そういうための結論に出たとも私は聞いておるのであります、しかし、政府がこの答申案については、私は全面的に尊重したものでないと思ふ。今労働大臣がお答えになつたように、大体において入れてゐるところはありますけれども、答申案は結果的に尊重されておるとは私は言えないと思ふのであります。私は、これから指摘しようと思ひます中にも、公益委員の国会同意による任命などについては、どうも労働組合と使用者との關係に政治的な介入を強めて、そこから中立性がそこなわれていくといふようなおそれさへも感じておるわけでありまして、そういう意味では私は質問の観点を変えて、この法律改正の方向について、労働大臣のお考えを聞いておきたいと思ひます。

ました。

大臣としては、この改正法律案によって、労使関係の改善については、ただ意見が用いられておられるか、あるいは、一つ具体的にそういう角度からお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 改正案につきましては、答申は、私が申し上げた通り、ほとんど尊重いたして取り入れたのであるが、平林さん御承知のように、四三三項の問題、これは当事者の御意見が一致いたしませんでしたからして、そういう一致しないものをこちらの勝手にやることはかえって失礼であり、よくないと思ひましたから、私もこれについては現行のままにやむを得ずこれはいたした、こういう点がござります。それから調停及び仲裁を請求する主務大臣を労働大臣にせよとの御意見でございましたが、これはそれでない方がよいと思ひております。それからもう一つは、訓示規定を置いて、労使の話し合いの場合にしようといったような、そういう訓示規定を置くという答申がござりますが、これもその点は削除してある。この三つくらいのものであります。私どもはことごとく答申の御意見をそのまま尊重いたしました。こういうわけでありませう。それで、いま平林さんのお尋ねのように、労使関係の、このことに動いておられる人々の意見をどういうふうにこれによって伸ばし得るかということでございますが、私は公共企業体における従業員の方々が、それはいろいろな御希望もありましよう、あるいは争議権を持たせるべきであるとか、いろいろな御意見もあるようでありませうが、そのことは別問題といたしまして、とにかく従業員の方々が、一番今

まで本法の取扱ひの上で難渋をされまして、御承知のように仲裁裁定でありますから、その仲裁裁定というものは、政府としてはあつて限り実施できるやうにせよ、これが三十五條に特に努力義務を挿入した。一部の方々の政見の方では、そういうことについて非常な非難もござりますけれども、私は今回の法改正の趣旨からこれはせざるべきである。こういうことで仲裁裁定がほとんど実施できるやうにいたしました。こういう点によって、私は従業員の方々も本法改正の趣旨については十分に理解を持ち、そしてまた賛成をしていただけたところだと、こういうふうに思ひております。

○平林剛君 この公共企業体等労働関係法というものが基本的に言へば、占領下において労働組合を抑えるという点で、多くの労働法の中でもよい法律でないというところは識者の一致したところでありませう。また、私は憲法上から見て、労働者の基本的権利がこれによって押えられていくというところは、常に主張しておつたところでありませうが、きょうはそういうことについては触れません。しかし、今日の政治情勢下を眺めてこの法律の存在がやむを得ないという現状におきまして、労使間の改善、つまりこの法律の趣旨であるところの社会福祉のため云々という目的を達成する、そういう見地から公労法を改正しようとする場合に、私は一番重要な点は、今労働大臣が言われたやうに、仲裁裁定や調停案が尊重されよう、紛争をなくする、こういうところにあることは言うまでもないのであります。しかし、そうしたことを達成するために第一には、三公社五現業に対

して自主性というものを持たす、責任制を確立して、その企業内においてある程度財政的にも幅のあるものにするというところ、もう一つは、仲裁裁定などに対して、政府やあるいは今までの国会が過去とってきたあいまいな態度というものを改めるというところに私はあると思ひます。倉石労働大臣は、今度の改正のポイントが仲裁裁定を実施しやすいような形にするというところを、しばしばお答えになつておりますけれども、私はこの点の改正は、私が指摘した二つの点が行なわれれば、今までの通りでもよい、こう思ふのでありますけれども、今度の改正で、それでは今までのやうなことがなくなると思ひになつておりますか。その点はどうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のやうに、予算上資金上支出不可能な裁定の場合、十六条二項によつてやはり国会の承認、議決を要する、こういうことは変りないことではあります。その他の件については、部内のやりくりで今までは平林さんよく御存じのやうに、たとえ業績が非常に上つて、その企業体の中で繰り回しができるやうな場合でも非常にそういうことは厳格でありました。大蔵大臣の許可を要して、大蔵大臣がそれについて賛成をしない場合には実施することは非常に困難でありましたが、もはやそういう場合には、政府としては予算総則に關係なく、仲裁裁定を尊重することを努力せよということでございますから、ほとんど大部分の仲裁裁定はこれによつて実施できるのではないかと、こういうふうに私は考へておるわけでありませう。

かと思ひます。しかしそれがないというとき、さつき言つたやうに、まあある程度の改正ならば、政府の気持次第で今まではどうもなつた程度のものじゃないかというところが言へると思ひます。今度改正をされたとしても、今後の関係者の運用いかんによつては、どつちにでも転がる余地が残つてゐるのじゃないか。私はそう思ふのであります。この点はどうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最初の、その公共企業体の経営当局が今までもやはり大蔵大臣にいろいろな相談をいたしました。このことは平林さん御承知のやうに、この公共企業体というものが、国の特殊な機関である。それで、一年の予算に申せば、専売は億かの益金を繰り入れるということになつておる。それから国鉄や電電公社は、ただいままではそういうことはいは、ただいままでは、国鉄のごときは非常に、経理内容に不足を生じたときには、一般会計の繰り入れまでやつておるといったやうなことで、そういう特殊な立場でありますからして、これはやはり国全体の立場からものを判断していかなくやしません。その点において大蔵大臣がいろいろ相談にあつたことは、これは国家としては、また国民としても、そういうふうに慎重にやらせることは当然だと思ひますが、そこで、しかし労働関係の場合に、この公共企業体に従事しておられる人々のために作られたこの公労法の立場から申しますと、今のお話によりまして、仲裁裁定は政

○平林剛君 改正案の要綱で政府の説明する第二点では、その点仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにした改正の文句の挿入は確かにあります。給与準則や給与総額の制度に若干の改正はあるやうであります。これは私は言へば、ないよりある方がましだと思ひます。改正だと思ふのです。先ほど申しましたやうに、今までの政府の態度がこの公労法の目的に沿つて運用されておりますれば、私は今日ほどの紛争や摩擦は起きなかつたと思ひます。第一、特別に今までの法律の第一条第二項には、関係者の義務がちゃんと規定されてあつて、今度の改正をやらなくつた。その大精神においては、お互いに裁定は尊重しなげなう、関係者は極力努力しなげなう、というやうな精神というものは立法精神の中に入つておる。それができなかったところに問題が私にはあつたと思ひます。だから今回のやうな給与準則や給与総額の若干の改正がござりますが、もつとはつきり、裁定というものは関係当事者も政府も拘束するのだとか、あるいは仲裁裁定は労働協約と同一の効力を有するのだと、まあ予算上資金上不可能な内容の裁定は、国会において所定の措置があるまでは、その履行は猶予されるというふうに、裁定というもののについての權威というものを与えるやうな改正をする、それでなければ、予算上資金上不可能な内容の裁定があつたときには、政府は何日以内に必要予算を付してその承認を求める。この程度の字句が入つて改正をされるというならば、私は今までの紛争をある程度積極的に解決する策になり得る

かと思ひます。しかしそれがないというとき、さつき言つたやうに、まあある程度の改正ならば、政府の気持次第で今まではどうもなつた程度のものじゃないかというところが言へると思ひます。今度改正をされたとしても、今後の関係者の運用いかんによつては、どつちにでも転がる余地が残つてゐるのじゃないか。私はそう思ふのであります。この点はどうですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最初の、その公共企業体の経営当局が今までもやはり大蔵大臣にいろいろな相談をいたしました。このことは平林さん御承知のやうに、この公共企業体というものが、国の特殊な機関である。それで、一年の予算に申せば、専売は億かの益金を繰り入れるということになつておる。それから国鉄や電電公社は、ただいままでは、国鉄のごときは非常に、経理内容に不足を生じたときには、一般会計の繰り入れまでやつておるといったやうなことで、そういう特殊な立場でありますからして、これはやはり国全体の立場からものを判断していかなくやしません。その点において大蔵大臣がいろいろ相談にあつたことは、これは国家としては、また国民としても、そういうふうに慎重にやらせることは当然だと思ひますが、そこで、しかし労働関係の場合に、この公共企業体に従事しておられる人々のために作られたこの公労法の立場から申しますと、今のお話によりまして、仲裁裁定は政

かと思ひます。しかしそれがないというとき、さつき言つたやうに、まあある程度の改正ならば、政府の気持次第で今まではどうもなつた程度のものじゃないかというところが言へると思ひます。今度改正をされたとしても、今後の関係者の運用いかんによつては、どつちにでも転がる余地が残つてゐるのじゃないか。私はそう思ふのであります。この点はどうですか。

府も拘束する。従って国会にその予算が出されたら、国会はただ形の上だけで政府の出した予算をのむことによつて、仲裁裁定の実施をなすべきではないかと、こゝろふうな御意見かとも存じますが、そういうことはこれは他の方面から考えてみますというところ、かりに国会というものは政府の出した予算案を必ず協議しなければならぬといふものではございませんので、国家最高の機関である私ども国会は、独自の立場に立つて、政府の提案せられたる予算を審議するものでありますからして、法律によつて必ず、政府の提案した予算は、この件に關してだけは、国会もまたその趣旨を尊重して、必ずその予算に賛成しなければならぬものだ、こゝろふうことは他の方面から考えましても不可能だと思ひます。ことに、かりに政府が出された仲裁を、法律に基かないでも、これは政府として予算を編成して出すべきであるとして政府が国会に提出しても、国会は独自の立場でこれを拒否することが当然あり得るのでありますから、やはりこれは予算に關しては最終的に国会の議決を要するといふ第十六条二項の建前は、どういふふうな角度から考へてもいたし方のないものである。従つて法の建前から、政府としてできる限りの努力をして、仲裁裁定を実施せよと、こゝろふうことは、これは仲裁裁定を実施させるこの法律上の努力としては最大限のところであります、こゝろふうに解釈してあります。

平林委員の御質問に對してお答へになつたものを見ると、仲裁裁定を守らせるようにする必要がある、このようにおつしやつたと思ふ。そこで、そういうことは何を意味するかといふと、つまり裁定の問題當事者である国鉄、全通、その他国営事業、そういうところ、に働く労働者、こゝろふう立場で、そこで、仲裁裁定を守らせるようにするといふことは、政府が受け入れられるようにする、こゝろふうことになつては、こゝろふうことが、今お話になつていた予算といふものは、国会の最高決議機関としての決定に縛られるもので、これは仰せの通りだ。そうしますと、私は非常に大きな矛盾がここに歴然と現れてくる。三十五條、改正案にも三十五條に……これは順序の義務、あるいは努力の義務といひますか、そういうものが規定されてゐる。また十六條の二項は今お話のように、一応その場合にどういふ手続をとるべきかといふことが示されて、政府当局として、どういふ手続をとるべきか、つまり仲裁裁定が行われた、しかしながら、そのことが予算面あるいはその他資金上の操作に困難である、こゝろふうような状態が起つて、もう一応調停として政府が認めたといふことになり、今度、今度は事後の問題は、国会に對する予算の請求である、あるいはそれに対する検討を国会に訴える、こゝろふうことになると思ふのですが、そうなる場合に、これは非常に大きな矛盾が現れてくる。ところが、仲裁裁定の内容を受け入れるべきかどうかといふこと、受け入れるべきかどうかといふことの判断は、やはり私は政府にあると思ふのです。それで、こゝろふう

りますと、このせつかく開かれてゐる道を、今度改正によつて閉ざすという結果になる、こゝろふう私は憂慮を抱く。そこで、こゝろふうとわたりやすく、具体的に一つお話を願ひたい。○國務大臣(倉石忠雄君) 山本さん御承知のように、仲裁裁定が出ましたときには、この予算上資金上支出不可能な点があればこれは政府は拘束されるものではない、そこでそのことについて国会の議決を待たなくてはならないといふことでありまして、予算關係以外のその他の待遇の問題であるとか、いろいろな問題は仲裁裁定が下つたときにおいては當事者双方を拘束するわけでありまして、その点には文句はございせん。そこで、予算上資金上支出不可能な仲裁裁定が下つたときには、政府は国会の議決を求めるということでございますから、国会が最終的に意思決定をして、その仲裁裁定はやはりその通りにすべきものであるといふ国会の議決があれば、こゝろふうにしなければならぬ、こゝろふうのが法の建前であると存じます。

○山本経勝君 そのお話は、一応先ほど申し上げたようにわかるのですが、そこに大きな矛盾を感じるのです。つまり予算は政府を拘束する、こゝろふうことになるとしよ。そうしますと、その予算のワケの中で、今大臣のおつしやるように仲裁裁定を守れるようにするといふことになれば、もう予算が先にきまるのを待つておれば仲裁裁定も何も要らぬといふことになると思ふ。むしろ私はこゝろふう関係といふものを見直していく必要があると思ふ。やはり使用者と使われる者といふ立場の相違は、この間も質問を申し上げたのですが、使われる者の立場では、やはりその労働の報酬をもつて生活をするといふ現実がある、そこで物価の変動やいろいろな客観情勢の変化に伴つてやはりその生活の容態が変化すると思ふ。そこで苦しいときには値上げの要求をするでしよ。またよりよき生活をすることは憲法も保障しておるのですから、それを上げる努力を労働者はするでしよ。そこで問題が提起されてくるのでありますから、結局この現実の労働関係といふものの立場、つまり働いて賃金を受けるというものもやはり社会生活を営んでおる。ですから現実から出てくる問題は必ずしも予算と関連がなくなつてくると思ふ。そこで当然仲裁裁定なり調停その他の方法によつて、争議権を剝奪されておる公共企業体関係の労働者にしてみますと、何らかのやはり改善措置あるいは現状を擁護する方法を講じなければならぬといふのが現実に出てくる、ところが、仲裁裁定は最終的に服従の義務を課する強力な決定をなすわけだ、そうしますと、その決定は仲裁裁定がなされることを受け入れられ政府側の予算のワケを閉ざしておくといふことであるならば、仲裁裁定は何らの意味も私はないと思ふ。そのことは逆に今度裏返しして見ますと、仲裁裁定については、少くとも国家の予算のワケの中で裁定をするような機構にするといふのが、率直にいつて私は労働大臣のねらいではないかと思ふ。そうしますと、先ほど申し上げましたように、労働者の現実の生活と経済情勢の変化といふものに即応する生活を守らうといふ努力が何ら実を結ぶことができないとてくる、こゝろふうことにこれ

はなつてくると思ふ。ここに私はこの法改正そのものに対して重大な疑義と矛盾が歴然として現れてくる、このことは私は大臣として否定されたいと思ふ。しつかりした御回答をいただかなければ、しよせん理解は困難である。○國務大臣(倉石忠雄君) 山本さん御承知のように、今日まで数年間しばしば調停仲裁が出されましたけれども、予算をいじらなければならぬといふことでは話し合ひの妥結いたしましたものはありませんで、全部、内部の移流用を、国鉄なら運輸大臣と大蔵大臣との話し合ひでそつしてやつて解決されてきました。また、具体的に出て参りました仲裁案もやはり大体そういうことなっております。今度なども、国鉄のたとえば調停案で第二項のところ、五千円以上業績手当を出す、こゝろふうことではこの業績手当の五千円も二十数億になりますけれども、これはやはり国鉄自体の経理内容の、予算総額の中でやり繰りができた。それからまたその年度内における収益をそういう方面に使うことができるのでありますからして、そういう建前で実際の問題としては、予算をいじらなければならぬといふ非常に広範な仲裁案といふものは出ておりませんが、しかしこゝろふうこともあり得るといふことを想定して、やはり予算といふものは、その年度予算といふものは三公社五現業は国の機関でございまして、国会において議決をするといふことが最終的な權威のある決定機関でありますから、そこで決定されたものを上回るような仲裁裁定が出ましたときにおいては、政府は一体どのようにやるか。政府は自由に出すわけにいきませんからし

○平林剛君　私は他の質問に変へようと思つたのですが、今の点についても少し労働大臣にお答えを願つておきたいと思ひます。結局先ほだから私が質疑をした仲裁の裁定がうまく実施されるように、またそれが尊重されるように、政府に対してできるだけ努力をしなければならぬという義務づけをするというのが三十五条の改正のねらいだと、こういうふうに私は理解をし

修正されるかどうかという点を聞かしておいていただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 法律の建前からは、従来もそうでありますが、国会に議決を求める、こういう場合には、政府は当然その仲裁裁定の予算上資金上支出不可能なりやいなやということについて国会の議決を求めた場合に、当該委員会にかかりましょう。そのときに政府の考え方をその委員会で述べる、こういうことであります。

○平林剛君 明確じゃないと思うのですが、政府の考え方を述べるその場合に、この法律改正が行われる以上、今までの態度を変えてもらわなければならぬわけです。この場合に、政府の方では、今度の仲裁裁定については、それまでにこうしたら実施できるんだというものを積極的に出すという意味が含まれておるのか、そうでないのかということを私は聞いておるわけです。

○国務大臣(倉石忠雄君) その努力義務については、御承知のように、今度はこの改正に加えて公共企業体の方の法律にも若干の改正を加えるということとは、つまり特に国会で議決を求めなければならぬような、予算の審議を願わなければならないようなものは別として、政府部内でできるだけやりくりをして支出をして、そして中裁裁定の実施ができるように努力をせよ、こういうことなんでしょうから、予算を伴うもの、予算を請求しなければならぬようなものにつきましては、従来通り国会の議決を求める、こういうことでございます。

○平林剛君 当該の企業体において金のあるものを政府が出させるように努力するというのは、この改正がなく

なつて、今までだつて当然にそういうふうになつてゐる、それがまた本法の精神。そこが變つてくるといふことは、予算上資金上不可能な支出を内容とする裁定については、これは十六条の定めるところによつて出すというのは昔も今も同じことです。そのときの態度については、積極性があるといふ変化がなかつたら、改正の趣旨といふのは意味がないんじゃないかと私は思うのですが、どうなんですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) それは私もはそうは思いません。つまり出されました仲裁裁定を、政府部内での努力によつて、あと限りの努力をして、その仲裁裁定の実施ができるように努力せよと、こういうことでありますからして、それに加えて、先ほども申しましたように、公共企業体の關係法律も、たとえば国鉄、専売等のそういう法律も手直しをいたしておるのでありますから、そういうことで政府部内の努力によつてできるものは、できるだけの努力をして支出するようにせよ、こういうことでありますから、従来から見ると非常な進歩であります。ただ国会の議決を求めなければならぬ、予算をいじらなければならぬものにつきましては、これは今日の日本の機構の建前からいって、国会の御審議を願つて、国会で最終的意思決定をしていただく、こういうことであります。

○平林剛君 その点はどうも今のお答えだといふと、三十五条の、できるだけ努力しなければならぬという意味が、まさに半減どころか三分の一ぐらいになつてしまふので、それほど自慢できる改正じゃないといふことは明らかですね。もう一つ、私はそれなら

ば、これは初めから国会がきめてある予算を越えないものであれば、労働者の待遇改善については大よそ目鼻がつくようです。今日の段階においてやはり労働組合が求めておりますのは、そのときの情勢によって違いますけれども、多くは予算を越えるもの——、予算上資金上不可能のもの、越えるものを希望しておるのが紛争を起してくるものになっておる。そうでなかつたら当然紛争なんか起きてくるはずはない。そういう意味では、その予算上資金上不可能な内容を持つ裁定に対しての政府の態度がしっかりしなかつたら、今までの繰り返しになると私は思う。この点は私はもう少しこの三十五条についての問題については、政府の方もこれからの問題になると思うのですが、私の言うよりなやり方でできないこともない。そういう点は運用の面においてもやらなければならぬと思う、これは直さないつもりならね。

別な観点からお聞きしますけれども、この、できるだけ努力しなければならぬという政府の努力というのは、こういう場合はどうなんでしょうか。たとえば裁定が出た。その裁定は予算上資金上不可能とする内容を持っていたものである。しかしこれについて政府が補正予算を組めば実施ができる。この場合には、当然政府は補正予算を国会に出すということも、できるだけ努力しなければならぬということに含まれておるのかどうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 仲裁裁定を尊重するということは、今の、今回の法律の改正案の中で私ども考えておる低限度のことはこれでできますが、

このことによつて補正予算を組まなければならぬ義務づけを政府に与えるというところは私は不可能だと存じます。

○平林剛君 補正予算を組む努力をしてもいいわけでしょう。これを否定する法律ではないでしよう。

○國務大臣(倉石忠雄君) そういふことだけに、補正予算を作つて国会に提案すべしといふことを政府に義務づけることは不可能だと思ひます。政府が補正予算を組む場合に、やはり今度の仲裁案についてはこれを補正予算を組んで同時に提出した方がいゝといふ他の情勢があれば、それは政府はそういうことをいたすことは一向差しつかえありませんが、法律によつて義務づけをすることは不可能だと思ひます。

○平林剛君 この三十五条の、「政府は、当該裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならぬ」といふ抽象的な文句は、当然後段に倉石労働大臣が答へられたように、情勢が許すならば補正予算も組む、情勢が許さなければ積極的に仲裁裁定が実施されるような予算的裏づけをしてお互いが困らないようにする、裁定が実施されるようにするんだという意味も否定しておるわけではないでしよう。

○國務大臣(倉石忠雄君) だから、私が申しておるのは、その時期が、そのときによつていろいろ違ふのでありましようが、裁定が下つた。このことによつて政府はこの法律に明示したした程度の努力義務を持つてそうして仲裁裁定ができる場合もありましようし、あるいはまたその次の機会に何かいろいろな情勢で補正予算を編成するやうな場合があつて、これはやはりあ

うものも同時に組む方がいゝと政府が認定をいたせば、そういう時期には補正予算を編成することもあり得るでありましようが、仲裁裁定が下つたときに常に補正予算を組んでいかなければならぬといふ義務づけをいたすことはできないと、こゝういふことであります。

○平林剛君 第三十五条の意味は、私が指摘したような点をもつとはつきりさせなければ、これはまあしなより、はした方がいゝといふ程度の改正だといふことを私は言ひたい。

それでは今度はこの努力といふ具體的な事實は、さつき言ひましたように、国会がきめてあるところの予算の範囲内において移用、流用ができる、そういうものについてはもう紛争——

ごたごたさせないで実施できるやうな仕組になつてゐるのだと、こゝういふふうに理解してよろしうございますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 大体そういうことであります。

○平林剛君 そうすると、たとえば準備費が組んであつて、それで大蔵大臣が承認さえすれば移用、流用ができる。あるいは人件費が、その他の事由によつて、ある程度余裕があつた場合、それで移用、流用が認められて実施ができるというやうな場合には、すなほに実施できるというやうに理解していいわけですね。

○國務大臣(倉石忠雄君) 政府委員の方から御答へをいたします。

○説明員(石黒拓爾君) 御説明申し上げます。人件費の点につきましては、給与総額ワーク内でございますならば、大蔵大臣の認可を要せずに、仲裁裁定実施のために支出いたすことができます。

それから予備費の使用につきましては、これは予備費が余つておりさえすれば全部規定に使つていいといふことではもちろんありません。そのときの情勢によりまして、合理的に予備費が企業の健全な経営上どうしても必要である、ただし、それを一部裁定に実施しても、企業の合理的な健全な運営に差しつかえないといふことになつて、閣議の承認あるいは大蔵大臣の承認といふものがありますれば、これは当然使用できるということでございます。

○平林剛君 今の形式的な答弁は私は今の通りわかるのです。今までだつてそうしなければいけなかつた。ところがたとへば予備費の流用ができるのだと国会で審議しても、他にも影響があれば、政府は慎重に検討中でありまうといふことで紛争は長引く、こゝういふ事例が今まで多かつた。人件費が余つた場合には、当然大蔵大臣の承認がなくてもできるやうな今事務当局の答弁があつた。今度の専売公社の調停案を

ごらんない、人件費の中に余裕があつた、しかし大蔵委員会が私とその点を追及したら、いやこれは製造數量が少なかつたので余つたものでありますから、これを調停案尊重の方に回すわけにはいきません、結局尊重しなかつたじゃないですか。そういうことを言わせたのは政府当局だ、もつと訂正を、他の五現業や公務員に影響することをとおそれてあつた曲げた調停案

尊重の結論になつたのじゃないか。これは今までの——今度の法改正によつてはあつた、これは少くともなくなるということに理解していいのですか、労働大臣から伺ひたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) そういふ点についてはできるだけの努力をせよと、こゝういふことであります。私どもはもろろん公共企業体の労使関係を正常に戻して、できるだけ仲裁裁定を尊重することをやらせたいといふ考え方でありまして、やはり平林さん御存じの通り、国民経済全体といふことを考えます場合に、大蔵大臣がいろいろ心配をして、そういう立場において政府の主張することは御了承願つておきたいと思ひます。

○平林剛君 まあ三十五条の改正の趣旨については、今の質疑応答で大体どの程度のものかといふことがわかつた。問題は、やはり私はこゝういふ字句の修正ではなくて、根本的には政府の仲裁裁定に対する態度といふものを改めたい限り、これだけで紛争を円満に解決するといふことは困難である、従つてこの改正があるなしにかかわらず、公企労法によるところの紛争は、政府はもつと慎重な態度で臨むべきだといふことを指摘しておきたいと思ひます。

今度、改正点の細部的なことについて質問していきたいと思ひます。本法の改正案の第一であります第二

条の第二項の第二号の内容につきましても尋ねをいたします。これによりまして「二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のもの」が、今度は「日雇入れられる者以外のもの」と、こゝうなりまして、相当程度の労働者がこの法律でいう職員といふことになつたわけでありまうけれども、法改正で職員として新たに取扱われる人員数は大体どのくらいになつておりますか。三公社五現業までですか、幾らあるか、参考のために。

○政府委員(中西實君) 三公社だけで

○平林剛君 三公社……

○説明員(石黒拓爾君) 二条二項の一号の改正は公社だけの問題でございまして、現在公社に雇用される者であつて職員になつておられない、すなわち「二箇月以内の期間を定めて雇用される者」及び「日雇入れられる者」の合計数は、これは公社本庁におきましても各出先が勝手にやつておる点もあつたので、正確な数はなかなかつかみがないのでございまして。私の方で調べましたところによりますと、電電公社につきましては、一日で平均しますと、季節によつて違ひますが、大体約一万人である。そのうちの約半数が二カ月以内、現在のところは二カ月以内といふ形になつておるようござい

ます。専売公社につきましても、これは御承知の通り、季節によつても極端に差異がございまして。私の方で聞きましたところによりますと、葉タバコ収納期におきましては、約このために三万人、葉タバコ耕作期においては約一万人、それから造林に關する者が約二万人、こゝういふ者が季節によつて雇用されておる、これはもちろん全然、ほとんどいなくなる時期もあるといふことでございます。それから国鉄につきましても、これは約一日平均しまして、異動がございまして、約一万人前後である、こゝういふやうになつております。

○委員長(重盛壽治君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始めて。

それでは委員会を一応休憩いたしま

午後零時九分休憩

午後一時十九分開会

○理事(山下義信君) 午前に引き続き

委員の異動を報告いたします。四月

○理事(山下義信君) 公共企業体等勞

午前中に引き続き御質疑を願います。

○平林剛君 午前中第二条関係の質問

先ほど、この法改正で新たに公共企

公労法の改正とあわせて公共企業体関

○説明員(石黒拓爾君) 御指摘の公社

○説明員(石黒拓爾君) 公社法上の身

○平林剛君 法律上の解釈が同じ職員

カ月以内の期間を定めて雇用される者

○平林剛君 實際上これらに該当する

○政府委員(中西實君) やはり期間を

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○政府委員(中西實君) 民間におきま

○平林剛君 まあ臨時職員とがあるいは見習いというような名目で、形式的には整っているけれども、実質的には一般の職員と何ら変りのないものについて、国会の決議をもつて常用にするという方法があるのでありますから、これは労使の間に具体的に話し合つていくと思ひます。また、二カ月以内の期間を定めて雇用される人たちについては、直接法律改正とは関連がないにいたしても、今後労働省の方では、しかるべき適当な指導をしていきたいということを希望しておきまして、ほかの問題に移ります。

○平林剛君 おりました、今度はこれを読みかえて労働組合の代表と交渉委員、その交渉委員は従来と変りがないので、特にこの法律によつて交渉委員の性格を変えたというものではございません。

今度は第三の点についてお尋ねをいたします。第三の点は、私一点だけ質問がありますから、誤解のないような答弁をしてもらいたいと思ひます。これはかなり長い文章の改正になつておりますが、本条の要旨は、労働組合法の適用条文を整理して、所要の読みかえ規定を設けたものと理解をするわけでありまして、この中に、改正案によつて交渉単位制度を廃止することに伴い、交渉委員が労働組合または組合員のために団体交渉する権限を有することを明らかにしているようにあります。この中の言葉で「労働組合を代表する交渉委員」ところありますのは、今までの交渉委員の制度の運用あるいは性格を変えるものじゃないかと思ひますが、いかがでしようか、労政局長。

それでは第四の第三項について、これは今度の改正要綱では含まれておりませんが、「公共企業体等の職員でなければ、その公共企業体等の職員の組合の組合員又はその役員となることのできない。この現行規定にありますが、労働組合の間でかなり議論があることは御承知の通りだと思ひます。臨時公労法の審議会におきましても、先ほど労働大臣からも御説明がありましたように、多少意見の食い違いはありましたが、答申案では四二条二項の改正は前提としておりますけれども、この規定を廃止することが適当である、こう述べておるわけでありす。私も現在の法律は、法律で公共企業体の職員でなければ組合の役員になつてはいけないとかどうとかというようなことを規定することは、労働者の団結権を侵害するものではないかと思ひます。この規定をそのまゝにした理由はどこにあるのでありましようか。

○政府委員(中西實君) 交渉委員になり得る者につきましては、従来の交渉単位がございましたときと変りございません。従つてここに読みかえをいたしましたのは、従来なかったものから、非常に運用上死文同様になつて

には、十八条によつて、その争議行為の違反に対して解雇をもつて争議行為の禁止というところを補完したしているのではありません。そういういたしますと、この関係からいたしまして、やはり四三項と四四項との関係は残しておき、必要があるのではなからうか、純団体の団結権という点から考えますと、いろいろ議論もあろうかと思ひますけれども、現在の大事な十七条、十八条という建前をとつては、やはり四三項と四四項というものがありませんと運用上非常な支障を来す。従つてこの点につきましては、根本的に検討して彼此考へて、改正をするということも考慮されますけれども、この点について答申案にありますが、意見の一致を見ませんでした。そこでこの際は、これを触れないでそのまゝにしておくという態度をとつたわけでございます。

○平林剛君 どうもその点が私はまだ納得できないものがあるわけでありまして、公共企業体の職員でないものが組合の役員であるというよりなことは、これは一体法律の精神からいって、別な角度から考へてみますと、この法律の精神からいって、どれだけ公共性というものを侵害されるのかという私は疑問にぶつかるわけですね。そういう点についてどうお考えですか。

○平林剛君 まあこの議論はすればいつまでも長く続くのでありまして、私は今の政府の答弁では納得できないのであります。特にこの点は、明らかに労働組合の団結権に対する侵害を法律が行なつてゐるということになると思ひます。私はどう考へても、たとえは解雇された職員が労働組合の幹部や組合員等で、それがどれだけ公共の、法律の目的の阻害になるかということがおそろしく政府だつてうまく説明ができないじゃないかと思ひます。そういう点では、このところは早急に改正しなければならぬ、いすれにしても早急に結論をつけないならぬという問題だと思ひます。そういう点について今回触れていないのは遺憾だと思ひますが、まあ百歩を譲つて今日までの事例を見ますと、その意思に反して解雇されたところの職員が、その解雇の効力によつて現在では正当な手続——裁判所で争つてゐるわけでありまして、解雇の効力が確定するま

ではとにかくその限りではない。まあ役員をやつていてもいいとかいうような規定を設ける程度は、私は当然の議論だと思ひます。労働大臣も御承知のように、今日まで政府のえらい人たちが、たとえば刑法上の罪を犯す、そうして政治責任を問われるというところ、よく吉田総理大臣などは、いやこれは裁判所でもつて、黒白をきめてもらつておるんだ、それが確定するまでは何とも言えないということ、いつも政治責任についての追及をのがれてゐたわけでしょう。こういうところは、そういうふうな態度でやられる。ところが、事労働問題に關しては、その意思に反して解雇されたことが受当であるかどうか、不当行為であるかどうかというところがわからぬことであるにもかかわらず、先回国鉄に起つたような事例がある。こういうことはまことに矛盾をしてゐるし、不当だと言わざるを得ないと思ひます。だからせめてその当、不当を今争つて、係争中であつて、結論が出ない期間においては従来通りの立場でおれるという程度の改正をするくらいのことには必要だと思ひますが、御意見をお聞きしたいと思います。

○政府委員(中西實君) 十七条違反の場合には十八条によつて解雇しなければならぬものだ、これは審議会の答申案審議の際にも解雇はせらるべきものなんだというところで、見解が一致いたしました。そこで、その解雇について訴えを起し得ることはなるほど当然でございますが、現実から申しまして、たとえば国鉄の三年前の解雇事件につきましても、裁判がまだに結論が出ていないというところがございます。

○政府委員(中西實君) 公労法の、特に労働法から別個にありする大きな一つの点は、十七条によつて争議権を禁止したところとございす。しかししてこの点につきましては、立場々々で御異論もございすし、けれども、これを存続いたします場合

○政府委員(中西實君) 公共企業体等労働関係法第一条で目的をうたつておるわけでありまして、結局公共企業体等の性格からいたしまして、その「正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護すること」これを目的とするわけでございます。従つて

○政府委員(中西實君) 公共企業体等労働関係法第一条で目的をうたつておるわけでありまして、結局公共企業体等の性格からいたしまして、その「正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護すること」これを目的とするわけでございます。従つて

○政府委員(中西實君) 十七条違反の場合には十八条によつて解雇しなければならぬものだ、これは審議会の答申案審議の際にも解雇はせらるべきものなんだというところで、見解が一致いたしました。そこで、その解雇について訴えを起し得ることはなるほど当然でございますが、現実から申しまして、たとえば国鉄の三年前の解雇事件につきましても、裁判がまだに結論が出ていないというところがございます。

○政府委員(中西實君) 交渉委員になり得る者につきましては、従来の交渉単位がございましたときと変りございません。従つてここに読みかえをいたしましたのは、従来なかったものから、非常に運用上死文同様になつて

○政府委員(中西實君) 公労法の、特に労働法から別個にありする大きな一つの点は、十七条によつて争議権を禁止したところとございす。しかししてこの点につきましては、立場々々で御異論もございすし、けれども、これを存続いたします場合

○政府委員(中西實君) 公共企業体等労働関係法第一条で目的をうたつておるわけでありまして、結局公共企業体等の性格からいたしまして、その「正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護すること」これを目的とするわけでございます。従つて

○政府委員(中西實君) 公共企業体等労働関係法第一条で目的をうたつておるわけでありまして、結局公共企業体等の性格からいたしまして、その「正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護すること」これを目的とするわけでございます。従つて

○政府委員(中西實君) 十七条違反の場合には十八条によつて解雇しなければならぬものだ、これは審議会の答申案審議の際にも解雇はせらるべきものなんだというところで、見解が一致いたしました。そこで、その解雇について訴えを起し得ることはなるほど当然でございますが、現実から申しまして、たとえば国鉄の三年前の解雇事件につきましても、裁判がまだに結論が出ていないというところがございます。

れその利害を考えて、解雇された者は自主的に選ばぬというよりなことをきめるくらい成長しているわけです。だからそういうよりな現在の組合において、解雇された役員がかりに組合の役員になったところでさほどおそろしい企てをしたり、あるいは公共性に反するよりなことがあり得るとは思えない、この点はやはり公共企業体等労働関係法の性格が労働者を押えるという方面に力を入れている点だと思ふ。労働大臣の理想からいえばこんな点をいち早く直して、そうして労働者の団結権が法律で侵害されないように改正さ

私は次に、第十九条関係についてお尋ねしたいと思うのです。これは委員会の機構の整備、委員の定数、あるいは公益委員の任命制度、公益委員中の二名の常勤制度、その他なかなかこの法律案の改正の最大の点がこの中にあらうように思うのであります。私は従来この調停、仲裁の制度を今度のような労働委員会制度に切りかえていく、こういうことにつきましては、その方向が公労法のような法律を廃止して、一般の労働者と同様の機構で労使問題を取り扱うという方向を指向している限り、あるいはそれに近づけるような努

裁、この二つの機関の性格というものを、一つの方は、調停機関の方はどちらかという積極的にあつせんやあるいは調停を進める、そういう性格を保持している。仲裁の方はどちらかというと、受動的の方で消極的だ、こういうそれぞれの機関の性格があつて今日までの労使間の紛争の処理に當つてきておるわけです。この異なる二つの性格をもつた機関の一つにまとめる、こういうことは無理なんだというようない見解も私はお聞きしておるわけでありまう。これについて政府の方は、こういうことをしてもかえつて運営はうま

れぞれに事務局があつて同じような調査研究をしておる。これはまさにむだでございまして、これを一つにして、そして事務局機構も強化する、さらにまた委員会におきましても調停、それから今度仲裁になりますれば公益委員の間に事があるのでありますけれども、その間かえて円滑に事が運ぶんじゃないか、現に、これは例は非常に少ないのでありますけれども、一般民間の紛争処理機関である中央地方労働委員会、これを仲裁、調停あつせん、すべて同じ委員会であるという例もございまして、諸般のことを考えまして、

三三三というふうな委員の構成になつて参りますというのと、構成の点では山本委員の方からあらためて質疑があると聞いておりますが、私はほかの点でお尋ねをしておきますが、労働委員の数が五・三・三でかりにやられるような場合にどうですか、これが調停、仲裁という段階を経るわけですから、どうしても調停に當つた委員が同じ議案についてさらに仲裁に當るといふことはあり得ると思ふのです。調停に當つた委員がさらに仲裁にも當るといふことは現実の問題としてあり得るわけです。この場合にもその二つの仕事を兼ねる委員に

とては、やはりいろいろな意味で前案に固執するとか、自説を強調するとかいう意味で、心理的な影響は表われてくると思うのです。あるいは他の仲裁委員、携わっていないか、ところの仲裁委員から見れば、それに対してやはり前にやっていたところの御苦勞もあるからというので、微妙な影響を与えることはもちろん予想できると思ふのであります。結果的にみて調停案そのものがそのまま裁定になってゆくというようになことになると思ふのでありますけれども、もしもそういふ可能性が強くなるといふことになれば、むしろ時間が長くなるか、紛争の処理のそれが結果だけに終りはせぬかと私は思ふが、そういう点はどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(中西實君) 調停の段階で片づけばもうそれに越したことはございませぬけれども、しかし問題の性格からやはいりどうしても仲裁にいく場合の方が多いことが予想されるのであります。言われるように、五人の公益委員の中でやはりだれかが調停委員会として仲裁の場合にはやはりダブることもあるかと思ひます。しかしこのことは、別に問題の処理の円滑が得られると思ふので、弊害はなからうと思ひますが、今度の春季闘争における調停委員会の運用からみても、心ある労使の、委員によりましては意見は言うが、最後は引つ込んでいます。公益だけで一つやられた方がいらないといううな声も聞いたくらいでございます。従つて別に調停それから仲裁にいくというこゝとによつて事が非常に長引くとか、そういうことよりはやはり調停の

段階で片づかないものは仲裁で片づくというのが妥当ではなからうかと、その間特に不都合はないのじやなからうかというふうに考へております。

○理事(山下義信君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(山下義信君) 速記を起して。

○山本経勝君 御質問申し上げますことは、午前中の問題にちよつと戻るのですが、しかし焦点は若干違つております。大臣にお伺いしたいのですが、今日まで現行公労法が運用されてきた過程で、たとえば裁定が受け入れがたいものである。予算上資金上政府として受け入れられない、こういうことで国会にかかつて予算の検討をしたというふうな事例も起らずやつてきた、このういふうちに大臣おっしゃつた、その通りでいいのでしうか。そういう状態であるとするならば、今度改正される趣旨そのものが根本的に私は問題になつてくると思ふのであります。というのは、三十五条による仲裁の裁定に對する順守義務といふことが、あるいは政府としては順守することは原則としてなされるが、さらにそれを実現するための努力をされるようになってくる。ところが午前中の平林委員の質問に對してお答えになつたところでは、予算上資金上操作の困難な問題について補正予算を組んでも努力をなさなういふことになつたのかといふことの御質問に對して、必ずしも補正予算を組んでいふうには言へない、こういうことをおっしゃつたやうです。そうしますと、努力といふのは一体どういふことなのかさつぱり意味がわからぬ。そういう点を一点、大臣の方

から御弁明願つておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 従来この法律による調停、仲裁の出ましたものについて今までのことを先ほどちよつと申し上げたのでありますが、もう少し詳しく、大体どんなやうなことで今まで妥協してきておるかといふことをお話し申し上げますと、大体私の申し上げることが御了解願へると思ふのですが、予算を動かさなければならぬやうな大きな問題は仲裁裁定といふものではないと、政府委員の方から今までのことを申し上げれば御了解願へると思ひますから……。

○山本経勝君 一つ一つの裁定について経過を詳細に御説明になるのですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) そうじやないのです。

○山本経勝君 それじやないつまんではないです。

○説明員(石黒拓爾君) 現在までの裁定のうちで、御承知のように、金額そのものを削りましたのが一件、それから時期をずらせて金額をそのまゝのみにしたのが十一件、ほか八件は、これは予算に關係のあるものもないものも含めまして完全実施、こういうふうになつておるわけでございます。しかしその完全実施になりましたもののうちでも、これは最初から予算に全然触れないで、問題なく完全実施になつたといふのは、むしろ一応予算上不可能であるといふことで、国会の議決を求めたために国会に提案いたしました後に可決になり、自然可能になつた。ある

場合には予算の流用が認められて、その限度で可能になつた、こういうやうなふりになつておるわけでございます。公社の中の金をいかやうにやりくりしてもどうしても、たとえば一般会計から補給金をたくさんもらわなければ実施できなかったといふやうな事例はなかつたのでございます。

○山本経勝君 そうしますと、補正予算を政府の方から提案なさつて処理されたこともあるのですか。——そこで大臣にさらにお伺いしたいのですが、そういうことであるならば、結局従来の規定をそのまま踏襲して本年に参つてもその故障はないのではないか、こゝういふ考へ方が起る。そこで変えなければならぬ理由はそのほかにありはしないか。これは最近言われてゐる今後に法を改正すると言はれるやうなことは、これは全く驚くべき事態に將來なつてくると思ふ。こゝういふことが起りそうだから、あらかじめ法律を作つておく、あるいは改正しておく、こゝういふことになりまして、私は何といひますか、非常に国政の運営上重大な問題だと私は思ふのですが、こゝういふことの中、何らか別の目的があるのかないのか、その点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまのやうなお話は、私もとてはまあ非常に意外なことを承るものだといふ感じがするのでして、私のほんとうの趣旨は先ほどから申し上げておりますように、この公労法といふものの成立當時から不徹底な法律だ、せつかくある仲裁裁定制度といふものなるべく

実施することができるよう、できるだけすることが法の目的ではないかといふことで、その点に重点を置いて改正案を考へましたことなんで、ほかに全く考へ方はございせん。そこでこの努力義務のことについて具体的に申し上げますといふと、なおその点について理解していただけたと思ひますので、補正して政府委員の方から、その趣旨を盛り込んだ具体的な運用について御説明申し上げた方がいゝと思ひます。

○政府委員(中西實君) 仲裁裁定を尊重すべきものであるといふことにつきましては、これはまあ從來からやはり同じかと思ひます。しかし、特にやはり法文におきまして努力義務をうたつたといふことにつきましては、その精神がきわめてはつきりしてきて、それで具体的に政府当局においてこれを処理します上において、從來ももちろん尊重の気持で処理してきたのでありますけれども、さらに法律にこゝういふふうに明文化されますれば、そのことが徹底して今後処理される。それからさらに御承知のように、三公社、五現業につきましては、予算総則で給与総額といふのがございまして、従つて、従来金に關する争ひの調停案あるいは仲裁案は大い給与総額に觸れてくる。従つて給与総額をこえるといふ場合には、常に予算上不可能といふことで国会にきたわけでございます。従つて仲裁裁定が出ましたあと、それから組合から言ひますれば、国会闘争といふやうなことになるわけでありませう。われわれとしまして本来経済闘争であるべき争議が国会闘争、まあ政治闘争といふことになるといふことは、

これは制度上きわめて遺憾であり、できるだけそういうことは避けたい。そこで今度は公社法のそれぞれ該当条文につきまして仲裁裁定が出た場合、流用によって処理できるという場合には、予算総則の給与総額にかかわらず、一般会計処理の手続によりまして流用によって処理してゆく、直ちに予算上不可能というところで国会に持つてくるようなことのないように措置する、従って今回の改正によりまして相当私は早急にしかも国会というものの関係なしに事が済むという場合が非常にふたつある、こういうふうに考へておきます。

○山本経勝君　こういうことが言われているわけです。全通つまり郵政省関係では全電通つまり電信電話公社等におきまして特に顕著なんです、企業の合理化といいますが、いわゆるマイクロー・ウェーヴを利用することによって企業整備が考えられておる、これは一部には現実の問題になつておると聞いておりますし、そういう状況も私も若干わからぬことはない、あるいは国鉄等におきまして同時にそういう機械化の促進がなされようとしている、そうしますと、人員整理に伴うということも予想される、そういう中からこういうふうな改正を持ち出してくるところに非常に大きな一つの疑念があるのですが、こういうことは直接労働省としてそうした計画に参画されているわけではないかと思う。しかし、その結果起る労使間の問題というものは私は起り得ると思う、そこら辺について大臣の決意なり、考え方を一点伺つておきたい。

○山本経勝君　そうしますと、私どもこの前ちょっと御質問申し上げた点なんです、従来あつたあつせん、調停、仲裁、こういった三本立ての段階を経たそれぞれの委員会が労働委員会に統一されて、そしてその公益側の委員の任命手続というものを直直していかなくてはならぬ、こういうことになつてくると、そこで私の申し上げたいのは、少くともこの前から強調しました仲裁裁定がいわゆる活殺手奪の権利を握つておる。しかもその決定に対しては服従の義務が法律の明文で規定されている、そうなりますと、その仲裁人あるいはこの委員会なるものは非常に重大な権限と責任を持つていて、この重大な責任と権限を持った仲裁に当るところの公益人の任命の手続が従来あつた規定によれば、労使双方の同意を基礎にして、そして大臣が任命される、こういう手続であつた。ところが、これを改めて、今度は労使双方の意見を聞いて作り上げられた明文の中からいわゆる国会の同意を得て内閣総理大臣が任命する、こういうふうな手続に変更された理由が私はきわめて重大になつてくると思う。伺いたいののは、このいわゆる労使双方の同意を得た公益委員であるということ、日本の法学者の専門家といへども、仲裁裁定が強力な執行権と同時に服従の義務を課している限りその仲裁に当るところの委員について、少くとも労使双方が同意することがいわれる訴訟法から見ても適当な方法であることを強調している。にもかかわらず、単に意見を聞いた範囲において、その意見は取り上げようとして取り上げまいと政府の御自由なんです、こういう格好で作られるところに非常に問題がある。いわゆる法というものがやはり文章化された表現の中ではないかというに解釈も生まれ、それよりもむしろ掘り下げて、運用の面で妙味が發揮できるということ、この間も強調されたんですが、そういう観点に立ちますと、この公益委員の人が非常に問題なんです。あるいは仲裁、あつせん、調停等に当るこれらの中心になる公益委員というものが非常に重大なんです。ところが、同意を関係者が与えずして、しかもそれを単に意見を聞いた範囲でもって適当に任命する、たとえば意見を聞く場合にも、五人の委員をあげられるときに十人なりあるいは十五人なり、そういうた多数の委員の名前を一応並べておいて、その中から適当に意見を聞いたということ、任命をするということができると思う。そういう方法になつてきます

と、従来の法の持つていた持ち味といひますか、運用の面での妙味というものは全く抹殺されてしまふ。しかもこのことは民主的な労使間の問題処理というものをいわゆる官制化された法規解釈と適用だけに事務的に処理されてゆくという心配が大きくなる、そのことが先ほど申し上げた質問とも関連を持つてくるわけですが、この点をどういう考えの上に立つて、同意でなく、単なる意見を聞いて任命手続をするように変えられたのか、この点大臣の方から一つ御説明をお願いしたい。

○政府委員(中西實君)　この前も申し上げたかと思ひますが、国会は国家最高の機関でございます。従つてこの国会の同意を得るということは、手続としていたしましても最高の慎重な手続だと思つております。そこで、今回の改正におきましても労使の委員の意見を聞いてやるわけでありまして、従来のやり方から見ますれば、それは今回の意見を聞くということになつておりますけれども、おおよそそういう委員の任命で、かつてのようないつた制度は各国どこを見ましてもございせん。イギリスにも仲裁委員会がございせん、これは日ごろあらかじめ当事者の意見を聞いて二十人なりあるいはそれ以上の名簿を作つておきまして、そして必要のあるときには、その中から随時関係大臣である労働大臣が任命するということになつておりますのであります。かつてのようになつた一々当事者である組合のその人事の同意を得なければいけないというふうな制度は、まずないんじゃないかろうか。今回はしかしながら、こういうた委員の性質から労使の委員の意見は十分に聞く、

しかしながら、最後は国家最高の機関であるところの議会の同意を得て、そして任命する。私は筋から申しまして、任命方式として最も妥当なものじゃないかろうかというふうに確信いたしております。

○山本経勝君　今お話を承つておると、全くどうも奇怪なお話だと思ふ。もつとも、日本の国の現状というものがたといはイギリスやその他の各国の状況とかなり違ふことは局長も十分御承知だと思ふ。今日日本の国会では何が行われておるか、世界中で注視をしておりましようが、たとへばこれは小選挙区の問題にせよ、あるいはまた憲法改正の問題にせよ、教育法案の改正の問題にせよ、世界各国が注視をしてゐるのです。こういう国の実情であればこそ、私は憂慮をするのです。今のようなお話は、全く何と云へば、事務的に、ものが機械的に順調に運ばれる状態や、一定の基礎がちゃんとでき上つてゐるということじゃなくて、過渡的な状態、大きく旋回する国の客観情勢の中で、最も当らぬ局長として適当でないお話を私は思ふのです。ところが議論は別といたしましても、少くとも国の最高機関である国会であることは御説明を伺うまでもない。ところが、この国会に諮ることによつて、強制される権限というものは一そう強くなつてくる。しかも先ほどの労働大臣の、質問に対するお答えによれば、いわゆる仲裁裁定を守れるようにするといふのです。仲裁裁定を守れるようにする、そのことは政府の受け入れられるようにするといふことなんです。いいですか。そうなりますと、仲裁裁定をする人が、どのような立場でどのような判

断をするかというところが、かかって重大な問題だと思ふ。私はこれはきわめて上げてゐるのは、いやしくも国民である公共企業体等の従業員の組織が、その当事者間で話し合いができて、そうしてそれを、それじゃ第三者の公正な意見として、なるほどその決定には服しますという、ほんとうに心からの服従の気持ちによって協力することには、法学者はこう言つてゐる。そのためは、法学者はこう言つてゐる。いわゆる訴訟法上から見ても、やはりその権限を持った仲裁委員については、同意が前提であることが妥当である、また良識であり、かつ、良俗である、こういう解決を明らかにしておきます。そういうものをふんだくつて、そうしてこれを強行せねばならぬということについては、これは何としてもただいまの御説明では理解がいかない。従来の通りに、同意にしたらどうなんですか、大臣。これはそれでいて、決してすべての業務の滞りが起つて、行政的な事務の推進が行えないという話ではないと思ふ。先ほどの大臣のお話のように、今日まで多年にわたつて幾多の困難な問題が処理されてきた、こう言われる。そうであれば、この手続を今までの通りにやつても、決して私は政府の行政的な点から支障は起らないと思ふ。この点を大臣から私は説明を伺わなければならぬと思ふ。

○国務大臣(倉石忠雄君) この仲裁委員会を構成する委員は大切な仕事をしたいだくことであり、りっぱな人物が出ていただくようにしたいというところは、私も全く同感でございます。人選に当りましては、もちろん権威ある人選をいたしたいと思ひますが、さらにその仲裁委員会を構成する方々の任命方式は、やはり私どもとしては、国家最高の機関である国会の御承認のもとに内閣総理大臣がこれを任命する、こういうふうにする方が仲裁委員会の権威を増すことでもありますし、かたがたその方が理想に近いのではないかと。今、山本さんは、現在の国会の状態とか、いろいろ内容のことについてもお触れになったようでありまして、現在の政局のことについては、これは御批判はどなたも御自由でございますが、今のような政府が未来永劫続くわけでもありませんし、山本さんの方で政権を担当される場合も当然近くあるであらうと思ひます。そういう場合にも、やはりその皆さんの構成される政府が責任をもつて人選された人々をそのときの国会で承認をする、こういう形がやはり最も公平妥当ではないか、こういうふうに私も考へておるわけでございます。

○山本経勝君 今、社会党が政権をとつたらというふうなお話もございましたが、これは社会党が政権をとつたらこういう法律は作りません。(笑)まず問題が起らないようにする考えでありますから、この点は一つ……それで私は大臣にさつぱらんに申し上げて、同意を基礎にしてやるといふことは、法学者なんかそう言つておりますが、これはお聞きだと思ひますが、私はこれはきわめて必要なことだと思ひます。で、今後の問題としても重要な問題だと思ひます。ましてこれは私は突つ込んだことを伺うようですが、労働組合法並びに労働関係調整法に基く労働委員会の運営等についても、大臣はそのようなお考えを持つておられるように伺つたことがある。それで、まあその問題と今直接どうこうと申し上げるのではありませんが、少くとも裁定が、民事上の裁判所の決定と同じ効力を持ち、それから、しかもその決定には、先ほどから議論になつておりますように、一応順守の義務を負わしてゐる。そうなりますと、この前提である委員会の構成メンバーについては、少くとも関係労使の双方が一応納得して、それなつてこつてございまして、ということでないという、単に意見を求めるというところは、意見は取捨選択されて、適当にそのときの責任者によつて選任されると思ひます。そうなるべく六へんである。それで一応閣議なら閣議に諮られて国会に出される。そうすると現在の国会構成では、どのようなことでも、政府の思ひ通りに通つていくというのが現実の姿だと思ふ。その点が私は非常に今後の労使の関係をさらに険悪なものにしやしないか。つまり労働者の意見は、私は労働者の意見通りにして下さいと申し上げてゐるんじゃないが、少くとも日本におります現在の就業労働者、失業労働者を含めて、働くことによつて生活するこの多数の国民大衆をやはり対象として考へなければならぬ。そうなりまして、少くともその組織労働者の意見で、これならよからうというところが基礎にならずして、それでしかも強制力がある、しかも国会の承認を得てさらにその権限を拡大し、しかも待遇においても特別の地位に置かれる。しかも内閣に属させる。こういうふうな機構ですら、私は少くともいささしく慎重に考へる必要がある。そうなれば

勢い従来の同意によつてやられるということが何をいへても私は必要だと思ふ。この点ははいわゆる大臣が今お話になつたようなことでは理解がいかないんです。これは大臣直接管轄になる労働関係としてお考へになる場合に、私は少くとも党の政策はそうあるかもしれない。しかし行政を執行される面で大任が責任があるんだから、その点はお考へを願ひたい。ですからその点も少し突つ込んだ御意見を承りたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はこの仲裁委員会の委員というものについての重要性を、山本さんとも、深く認識をいたしておりました。かゝつてこつていふふうな改正原案のようにすることの方が、仲裁委員会の権威を高めて、そうして一番妥協的な方法だと思ひます。さう考へて、まあこれは一つ私どもとしては、仲裁委員会の委員の人選については、もちろん非常に大事な仕事ですから、りっぱな人を選ぶのであります。国会の御承認のもとに決定していただくわけでありまして、この方法をぜひとも御賛成を願ひたいと、こういうふうに思つております。

○平林剛君 労働大臣の今の考へ方によりますと、仲裁権限というものは、これは権威のあるものであつて、またりっぱな人を求めて、紛争を円満に解決したい、それは一応考へ方としては成り立つと思ひますけれども、いかにりっぱな人で、いかに権威があつたとしても、労働組合や、あるいは使用者の方に対して、いや、あれじゃ困るんだというふうな、同意を得られないようなままの状態であつては、権威やりっぱな人が何の役にも立ちません。よ、紛争を解決する場合には、やはり紛争を解決するための機関としては、権威やあるいはりっぱな人より、その前に、その人の言うことには従うという信頼がなかつたら私はだめだと思ひます。労働問題を処理する場合に、この場合、私は当然労働組合や使用者の完全な意見の一致をみて、この人の言うことなら聞こうというところの方が、私は権威なり、りっぱな人よりもっと大事な前提だと思ひます。さういふ点では今度の場合、使用者委員及び労働者委員の意見を聞いていふことは、決して今言われた本法の目的である紛争を解決するには役立たない、私はさう思ひます。

それから労働大臣は最近の労働運動の傾向をどうお考へになつてゐるか知りませんが、少くとも三公社、五現業の今の状態を見てみますと、今度のは調停案にかけた方がいゝのか、これは仲裁決定に持つていったらいいのかという議論をしてゐるじゃありませんか。つまりこの調停委員会に出したならば、どうもいい結論を出してくれないから、はだかのままでいこうか、あるいは闘争を組織して、それでいい結論を得るやうにやつた方がいいじゃないかという議論が、たくさん出てくるやうな始末じゃありませんか。さういふことならば、調停なり仲裁なりに対してはほんとうに信頼をしていない、あるいは信頼ができないやうな傾向が深まつてきたというふうに見えるのが、私は正しい見方だと思ひます。さういふ

方向は正しくない、それを直すためには、どうしても調停なり仲裁なりの機関に、紛争を解決するためには、そこへ持っていくって平和的に調整しようという気がまえであれば、私は角をためて牛を殺すようなものだ。労働問題についての権威としての労働大臣、少し方向が違ってきているように思う。そういう意味で、私はこの意見を聞いてというの、やはり前のように同意を得て、なかなかめんどくさいことでは、しょうが、そういう立場で労使の信頼を得た委員を選ぶというところが、私は大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は日本の国民がだんだんとほんとうに労働運動に成熟してきますならば、なるほど人のやることですから、調停案とか仲裁案とかというものが、一方の方が納得できないような場合もあり得るかもしれないが、やはりそういう仲裁機関というものを一たん設けた以上は、それには服従していく、こういうものの考え方、この慣行を作っていくというのでありますが、今度のこの仲裁委員のことにつきましては、なるほどある場合においては、その経営側あるいはまた組合側が賛成しにくいというようなこともあるであらうが、もつと大所高所に立つて、国民を代表しておる国会で御承認を願うのでありますからして、私はその点においては、やはりこの国会の承認を求めるといふ方が、より妥当であり、より権威づけるものではないかと、こういうふうに考えております。

使用者だけで選ぶよりは、現在の組織の中ではその通りかもしれないけれども、国会だって、これを権威あらしめるといふことよりは、むしろ国会の多数はおそらく労働問題を円満に解決してもらいたいという方に主力を注ぐというの、私は国会議員の良識だと思ふのです。選んだ公益委員に権威をつけてやるために、国会に承認をよこせ、そんなことを言う議員は、そうたくさんはいないと思ふのです。できるだけ労使の間の紛争の円満な解決をするために全力を注いでくれよう、そのためにはこういうふうな機構にするぞというところで、国会はこれにまかせると思ふのであります。そういう意味では、私は労働大臣はばかに権威の方ばかりを強調されているようであり、また、やはり根本的な問題は、権威よりも労使の紛争を円満に解決するというところに目的がなければならぬ。そういう意味では、私はやはり労働者側あるいは使用者側委員の意見を十分聞くべきである、むしろそれについては政府が、多数であるから勝手にいざと、言うことを聞かなければやるといふような気がまえの中で委員会の構成を考えていきますと、今日労働運動の中に起きておるうちに、調停、仲裁機関をあまり信用しない。これを利用して追いやることになる。私はその点やはり使用者側委員、労働者側の委員の意見を聞いてというの、この前、政府の説明によると、少くとも今までと同じ同意を得るといふ気持で運営するのだというふうにお答えをしておったのを聞いたのでありますけれども、労働大臣はその点はいかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 人選に当りましては、もちろんそういうつもりで、実際の運用については十分慎重に考慮いたしながらやっていくつもりであります。

○平林剛君 この点については私、別に意見があるわけでは、今の労働大臣のお答えを次善の答弁としてお聞きしておいて、もう一つ次の見地からお尋ねしたい。

先ほどいろいろ機関にできるだけりっぱな人を選びたい、こういうお話がございました。りっぱな人の解釈にはいろいろあると思ふのですけれども、私は労使から信用される、信頼しておまかせできるという人が選ばれてこざるが望ましいと思ふのであります。この場合ですね、比率については先回、山本委員が指摘しましたから、きょうは私は重ねて申しません。三者構成はやはり守りたいという気持は同じであります。かりに五・三・三の場合であります。政府の今度の案によりますと、公益委員のうち二名は常勤にするとおっしゃるわけですね。りっぱな人の解釈にはいろいろございませうけれども、常勤にするという一つの条件をはめますと、公益委員の範囲というものは、選定の範囲というものが狭まってくるのじゃないか、つまりかなり信頼すべき人で、りっぱな人であつて、ぜひ公益委員をお願いしたいという人があつても、常勤というだけでは困る、おれはほかにもいろいろな仕事があつて、とてもそれだけを専門にやるわけにはいきません、こういうことになつて、労働大臣が言うような、権威のあるりっぱな人を集める意図と逆な方向にいくおそれが、私は常勤制度の中

にあると思ふのです。むしろ、かえつて常勤制度を採用することによって範囲が狭められて、常勤にしてみらえるのだからということ、だんだん人物的にも、あるいは手腕の上においても、高いところから低いところへ落ちてくるといふ傾向になりはしないか、こういうふうな心配をするわけでありませう。そういう点はいかがでしようか。

○政府委員(中西實君) 確かに御心配のようなことが、われわれも人果して得られるかどうか、非常にこれはむずかしい問題であります。ただ法律上は、これは二人以内は常勤とすることができるといふことで、適任者があれば二人以内で常勤にいたします。しかしながら、ぜひ常勤を初めから二名以内置くのだというふうには考えておりません。まだ具体的な人選は考えておりません。もし適任者があれば二人以内を常勤とする、こういうふうに考えております。

○平林剛君 今の政府のお答えによりますと、その程度のものであるならば、一つ私たち、この常勤制度については非常に疑問を持つのでありますから、御検討願つておきたいと思ふのであります。特に私は、こういう常勤制度をやることにして、今までの経験からいいますと、弊害が出てくるのじゃないかと。たとえば五名の公益委員があり、その中の二名は常勤だとかりにいたします。この場合にはやはり五人の公益委員の意見というものは、どうしても二名の常勤の委員のみに引きずられるということになる。なぜかという、私は常勤をしておるのだから、どここの企業の内容については詳しいですよ、あるいはかなりこ

まかい問題についても知るようになるということにもなります。また常勤をしていられる間は、それぞれ企業体、あるいは組合にも関係ができてくるでしようが、いろいろ人情的な問題も起きてくるというふうなことで、いい点もあるけれども、人を得られない場合には悪い方向にいく方がより強くなるというところで、私はむしろこの常勤制度でなくとも、これと同じ目的を達する方法もあり得ると思ふのです。たとえば今までのように調停委員会があります、あるいは仲裁委員会があると、事務局長がいて、ふだん常駐していろいろ専門的に、当然職務でありますから調べておる。で、その人の意見で大体内容というものを熟知することができ。公益委員は同じ立場で、同じ判断で物事を処理する、そこで私は公正が期せられると思ふのです。公益委員は何も常勤にしなければかえつてよい運営ができるし、国会の中でもそれぞれ常任委員会に専門員という者がおられます、あとの国会議員はそれぞれ大所高所から意見を述べて妥当な結論にもつていく。これと同じようなことをやった方がむしろ私はこの機関にすがらうとする労働組合や企業体に対して信頼されるようなことになるのじゃないかと、こう思ふのであります。この点は、もしお考えがあれば御意見を聞きたいと思ふます。そうでなければ、私は特にこの点を強く要望しておきたいと思ひますが、どうですか。

○政府委員(中西實君) この公労法の最も特色とするところは、争議権がない、そして最後は仲裁で結着をつける、そういうところがございます。

従つて本来公正妥当、合理的な結論を出すべく仲裁を取り扱うこの公益委員、これは片手間で非常に無理じゃないからうか。先ほど常勤が何でも知っているので引きする、この引きするのには悪い方に常に引きするように言われますけれども、よく知つて、その方に引きするというそのことをまあ常勤はねらつておるわけでありませう。われわれとしましては、公共企業体等調停、仲裁につきましては、やはりこの委員の中に常勤の人を得られれば置いた方が非常にベターだ。それから事務局局長というのがございますけれども、これは結局委員会というものは、委員が委員会を構成しているわけで、事務局というのはあくまでもその事務的な補佐でございます。どつちかといえば、この委員に使われる者であります。使われる者が主人の方を引っぱつていくというよりなことは、これは制度的にもおかしいし、また事務局というものも発言はおのずから限度がございます。やはり委員の中に入りまして、よく事情を目ごう研究している人もあり、同格の委員として発言するということではなければ、先ほど申したような効果はもたらし得ないのであります。従つて適当な人を探しまして、ぜひこの委員会には常勤を置ければ置きたい。このことにつきましては、大体われわれの方でもいろいろ検討いたしましたが大かたの方でこの事情を理解してくれておるようでございます。

○平林剛君　今の答弁は何だか少しわからなくなつたね……。大かたのところでは理解してくれるとか、具体的にどことどこか、また人選まで大体きまつてゐるようなふうに聞える答弁でしたけ

れども……。私は今までこうしたことについて携わったことがありません。けれども、今度という人が出てくるかわかりません。しかしなかなか幅が狭くなっているのです。今はいいですよ、今はかりにいても……将来だんだん困ってくるようになります。今かりに一人、二人これはいいなという人があっても、制度としていく場合にあとでかえって人選に困る、法律があってもないような無用の長物で、実際は専門員を置くことができないという時代になればこんなことは意味がなくなってしまう、そう思うのであります。同時に私は一つ具体的な事例を指摘しますが、たとえばですよ、常駐の委員がおりますね、そうすると、企業体の中の仕事の内容がわからなければいかぬというところで視察にいくでしょう。この場合、労働省にお金がない、予算がないからということで公共企業体の世話になる、そういうことが現実の例としてあったわけです。こういう現実に対して人は何と見るか、もちろん公正なる権威のあるりっぱな人を集めるのでありますから、そういうことについて公共企業体側から便宜を受けたとしても、公共企業体側にいい結論を出していくなんということは私は信じたくありません。しかししひが目で見れば、痛いところがあっても突けなくなっちゃやというのが私は人情じゃないだろうかと思うのです。そういうこととはないというふうに信じますけれども、しかしそういうことがある。私はそういう意味ではなかなかこの常勤の制度というものについては、運用によつては非常に誤解を受けることになつてお気の毒だと思つたのであります。

す。大体労働大臣は、その常駐の委員を置いて企業体の内容を調べるために現在の予算というものは、今までの予算よりもどれだけ取ってききましたか、今私が指摘したような事例が今後ないでしょうか。

○政府委員（中西實君） 予算はことしにおきましては、現在の機構で取っております予算の中でまかなう、もちろん運用いたしていきます上において不足が生じますれば、その際に追加は出さなければならぬと思っておりますが、現在のところは簡素化という線もございますので、一応現在持っております予算の中でまかなっていきたい、一応まかなえるのではなからうかと考えております。

○田村文吉君 関連して……。今の委員の選任の問題ですが、なるべくこういう委員は裁判官のような位置を持つておられるというようなことになれば、非常に安心して労使双方ともまかせることができるとし、信頼ができるということになるのだが、今のような問題は、御質問のあった問題は、委員の任期が二年ですね、二年たつとかわるわけです。で、かなり政党の勢力に左右されるおそれがあるのではないかと、いうところが今の平林委員の質問の意味であると思うし、私も実はこの制度については非常に興味を持っているのであります。が、やがてはひとり公共企業体だけでなく、あらゆるものに對してこういう制度が願わしい。労働裁判のような、これは憲法の改正までいかなければならぬと思うのであります。が、労働裁判所のようないものができて、労使双方にとらわれないでいつも安全でいかれるということが願わしいこと

ところが思つておるのでありますが、労働大臣はそれについてどう考えておられるか、それが一つ。

それから今の常勤の委員ですね、どれくらい俸給が出るのでございませうか、相当にいい人が使えるんですか。また位置は安全に職務の遂行ができるような人なんですか、そういう点は予算に關係があるので、どういふふうに考えてですか。第一項は大臣からお答えいただいて、第二項は政府委員でつこうです。

○国務大臣(倉石忠雄君) 仲裁委員会はまだ準司法的な立場をもつておられるのでありますから、お説のように、きわめて公平妥当な識見を持つておられることが望ましいのであります。て、人選に當つてはそういうことができるだけ努力をいたすつもりであります。一応任期を定めましたのは、やはり大体こういふ委員というものの任期がございまして、決して重任を妨げないんであります。たとえば、中労委の中山会長のような方はずっと引き続いてやつておいでになるというふうなことであります。この委員の権威を持たせるためにできるだけの待遇をいたしたいと思つておるんであります。待遇のことについては、政府委員の方からお答えをいたします。

○政府委員(中西實君) 特別職の常勤委員につきましては大体きまつておりまして、月七万二千円、それに地域給がたしかついたと思ひます。罷免につきましては非常に嚴重な手續になつております。公正なやはり執務ができるんじゃないかと考えております。

○田村文吉君 今、中山会長のお話が出まして、ああいうふうに留任して適

任の方がおられるというよりな場合、考えられるから、二年で切ったところで、さらに二年、二年と続いていくかもしれないというのであります。が、私は現在の労働委員会の一歩の欠点は、あの労働委員の方々に位置の保証がなないということ、これは一年たつたらかわるというよりなそういう点が、甲い切つてはんとくに国民のために、国民の審判を下すことができないような位置にあられるということでないかと思ふのです。そういう意味で私はほんなりっぱな人といえども、やっぱり政党の支配を受けないわけにはいかなない。また、資本家の支配を受けたりあるいはまた労働者の組合の支配を受けるといふことになる。と実は公正な扱ひができないんだと、そこで何かこれはもつと年限を長くしてそして位置が、二人のものならば交代して、二年ごとに交代するとかいうふうな方法でも考へることがいいのではないかと、こう思つたのであります。が、これは私は今後これは一つの範となりまして、いろいろの問題が今後労働立法の方から考へられると思ふのであります。で、御所見を承つたわけなんです。が、もう少しこれが長く任期をおいて、そしてこの位置が侵されないような位置にしてあげるといふような方途は考えられませんでしたのか、考えられなかったのですか。

○政府委員(中西實君) 公益委員の任期でございますが、一般の労働委員会におきましては実は一年じゃあまり短いと、従つて二年くらいにしたらどうかというところで何度か論議されたことがございます。ところが非常勤の、つまり世間においても信用のあるりっぱ

狭まつて参るという意味で、りつばな

が、一般にこういった委員につきましては固定給を差し上げた上に、さらに一生懸命に働いた人にもっと足し前をするというのがございまして、固定

に書き加えられておる。この点は先ほど申し上げた二十三条の、関連質問がありました二十三条の、「政党その他の政治的団体の役員」この役員の範囲とい

うふうに出してきたというのは、今の鳩山内閣がそう見られるのはどうもこれはしょうがないのですが、どうも政党が介入をするためにまたこれを出し

ぬと書いてあるのだけれども、大体これも消極的に政治活動をするとはいえないというふりにとれるわけです。一体積極的、消極的の判断なんというのは

員法で特別職ということになっております。

○山本経勝君 それで、それは内閣に属される、こういうことではないですか。

○政府委員(中西實君) 内閣総理大臣が任命するということになります。

○山本経勝君 で、労働省に属するが、つまり内閣の職制の中の一覧表に出ておったように私思っておりますが……

○政府委員(中西實君) いや、これはできますれば、労働省の外局ということになります。

○山本経勝君 そうすると、やはり予算を編成するのは内閣である。それからまた各省のそれぞれについては、労働省に属するから、直接労働省の職制の中にあると思うのです。そうした人が果して公益的な性格を維持することができると、これは多分に疑問が起るのですが、その辺はどうなのか。

○政府委員(中西實君) この公労法自体の施行につきまして労働大臣も責任をもつておられるわけでありまして、従って、一応労働省の外局ということになりますけれども、運用はこれはもう独立性をもつてやりますので、従って別にその運用上影響が及ぶというふうなことも考えられないこととあります。

○山本経勝君 二名の専従になられる方はどういふお建前なのですか。

○政府委員(中西實君) これは特別職で常勤というだけで、そのほかの非常勤の人とは常勤、非常勤の違いだけで、あとは全部同じでございます。

○山本経勝君 裁定なんかに従事される場合には、裁定には当然委員の一人として参加されると同時に、日常調査業務等をなさるようになっております。

ね。そうすると、その調査についてその人の感覚がどういふところにあるかというところが非常にかつて重大なかぎになってくると、そこら辺でその公益委員が真に公益の立場に立てるのかどうかというところにお今の御説明では疑いが持てる。で、先ほど申し上げたように、法律を運用するといふものは人間なんですから、これらの公益委員である皆さんの双肩にかかっている、公平妥当な線でもって処理されるかどうかということがかかっている問題になりますから、そこでやはりその人の身分なり、立場、これは何といつても左右をすると思ひます。そこで常勤にされて、しかも労働大臣に属される、そうして特別職として活動になる、しかも日常調査業務等もやられる、こういうことになると、勢いのおもむくところ、これはむしろ公益委員というよりも政府側の立場に立たれる情勢に迫り詰めていくと思ひます。そこにもう公益性は抹殺される、だから勢い二名の常勤者を置くというところについて、この前もいろいろ質問申し上げましたのですが、これは再考の余地のある問題だと思ひますが、そこら辺の再考の用意があるかどうか、伺っておきたい。

○政府委員(中西實君) この常勤の委員は、これは労働省に置くのじやないものでありまして、機構上は、今度でございますこの委員会はやはり労働省の外局ということになります。常勤委員は外局の、今度でございます公共企業体等労働委員会のメンバーでございます。従つてそのやりまします仕事につきましては、労働大臣の指揮は受けません。全

く労働委員会のメンバーとして独立性をもつて動くということになります。

○山本経勝君 最後に今の運営の面ですが、これはこの委員会にかかる問題は賃金、給与、その他労働条件、いろいろのことですが、人事問題もかかると思ひます。あるいは紛争に関する諸問題も当然これは仲裁委には持ち込まれることがあると思ひます。そういう場合に、やはりその立場が非常に問題になりますから、少くともその運営の面での重大な、何といひますか、合理性を確保する何らかの方法があるのかどうか、たとえば賃金要求を掲げていろいろな交渉、闘争等が展開されて、そのことが解決されずに、それが進行する間に、あの春季闘争等についても若干問題が起つておるようですが、そういうような紛争について、事、人事に關係の問題ですが、これはやはりその争議の当否が問題になった際に、そのあつせんなり調停なりを受けて仲裁委に持ち込まれる場合があるかもしれません。こういう場合に、また重要な問題になってくると思ひますが、そういう場合の扱いについては特段の配慮があるのかどうか。

○政府委員(中西實君) ちょっととお尋ねの趣旨が理解しにくいのであります。が、人事——個々の人事につきましても、これは管理運営の問題で、基準につきましても、これはお互いに話し合ひができることになっております。で、もしも解雇が不当だ、それが不当労働行為といふことであれば、そういうことでこの委員会に訴え出られるわけでありまして、そうしますれば、この委員会の公益委員だけでその判定をする、こういうことになっております。

○山本経勝君 でありますから、今の人事の問題——一般的にいわれる基準といふものはもちろんありますね、その決定と実施が妥当であるかどうかというところについて双方の意見が食い違ふという場合もあり得る、たとえば、それが普通の場合でなくて賃金その他の労働条件に關する協議の進行あるいは闘争の過程で起り得る問題なんです。先ほどからその際の公平性といふものを伺つてゐる、これは非常に重大な問題になってくると思ひます、ですからその点を今伺つてゐる。

○政府委員(中西實君) 今の常勤、非常勤の公益委員、これは全く独立の性格を持つて事に當るわけでありまして、従つて公正に判定をするだろうと思ひます。

○山本経勝君 するだろうではたよいらないのですが、そこら辺の何らかの……

○政府委員(中西實君) これはもう全く先ほどから言つておりますように、独立性を持った機関でございますので、従つてどこにも拘束されず、ちょうど裁判所が裁判をするように準司法的機関として判定をするわけでありまして、速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記をやめて。

困つておるのだと、これはまあ御承知の通りこの法律ができるときに、驕然たる中に、内容も何も説明もなく、いいかげんにできたといふことはよく御承知の通りだろうと思ひますが、公労法の今回のこの改正案以外に、ほかにもだいいふ不備な点があるのだと、こゝろふにふにお認めになつておると思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(金石忠雄君) この法律は今御指摘のように、ああいうふうな時期にできましたので、立法に當りましては、私どもも十分な相談をし合ひ時間もなくしてできてしまつたやうなわけでありまして、その条文それ自体からしてすでにわかりにくいようなところもありまして、そこで、それからまた私どもは公企体といふものについてもいろいろ検討を要すべき点があると思ひますが、いづれにしても公企体といふものがある以上は、これに關する法律が必要である。そこでその法律をいろいろ考えますといふと、たくさん疑問も出て参りますが、とにかく經營當局も従業員も一番困つてゐると思はれるのは仲裁裁定の点だ。そこでこの仲裁裁定のことに重点を置いて、決して万全とは私どもも存じませんけれども、その点をできる限り、この仲裁裁定が尊重されるような建前に移していきたいと、こゝろふに改訂を考えたわけでありまして。

○大和与一君 そゝういふ前提に立つと、その後きょうまでいろいろとまあ労使の問題がございましたが、それは政府自体がそゝういふに、あなただけであつて、お認めになるわけだと思ひますが、今日まで労使双方からどう

御質疑を願ひます。

○大和与一君 大臣にお尋ねしますが、なるべく重複しないつもりで質問します。衆参両院の本会議の議事録を拝見しますと、大臣はこの公労法といふものが非常に不備な点がたくさんあつて

御質疑を願ひます。

○大和与一君 大臣にお尋ねしますが、なるべく重複しないつもりで質問します。衆参両院の本会議の議事録を拝見しますと、大臣はこの公労法といふものが非常に不備な点がたくさんあつて

御質疑を願ひます。

○大和与一君 大臣にお尋ねしますが、なるべく重複しないつもりで質問します。衆参両院の本会議の議事録を拝見しますと、大臣はこの公労法といふものが非常に不備な点がたくさんあつて

御質疑を願ひます。

○大和与一君 大臣にお尋ねしますが、なるべく重複しないつもりで質問します。衆参両院の本会議の議事録を拝見しますと、大臣はこの公労法といふものが非常に不備な点がたくさんあつて

御質疑を願ひます。

○大和与一君 大臣にお尋ねしますが、なるべく重複しないつもりで質問します。衆参両院の本会議の議事録を拝見しますと、大臣はこの公労法といふものが非常に不備な点がたくさんあつて

御質疑を願ひます。

してもこれじゃ困るという意見は、ずいぶんあらゆる機会を通じて届けられておったと思うのですが、きょうまでの政府の態度は、はなはだよくない、そのために首切りが起った、あるいは労使の紛争がいたずらに長引いた、円満な解決ができぬ。たとえばイギリスのように、調停仲裁委員会できめたことは政府は責任を持ってすぐに予算措置がなされる、こういう全責任を持つてきちつとしたまゝとまりができれば、これは問題は非常にいいのですけれども、そうでなかったという事は、今までの政府のやつてきたことは、はなはだよくない、こういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) この法律に従って仲裁裁定を処理いたしていくためには、御承知のように、予算上資金上支出不可能な調停が結ばれたときは、政府を拘束するものではない、こういうわけでありまして、政府が支出不可能だという認定をいたしましたときに、国会の議決を求めると、こういう手続については従来の政府のやりましたことは、私は不当ではないと思っております。

○大和与一君 一月の三十一日に社会党の多賀谷君が質問をいたしましたときに、公労法の改正については意見が一致しないというふうなことであれば、自分はいえ改正を断行したいとは思わない、こういう御答弁をなさつていらつしやいますか、これはどういう意味でございませうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 特に非常な、何と申しますか、政府の与党の力で、今、政府の与党は多数でありますから、その多数の力で、反対されるもの

のを無理に押し切つて法の改正をするという事はよくないことだと私は考へました、この法律については、そこで皆さんが納得していただけるならば改正案を作つてみようかと、こういうことで審議会をお願いしたわけでありまして、そこでその審議会ではまだとまらないところもありますから、その三者で意見がまとまらないものは現行法のまゝにしておいて、まとまったものは改正案として御審議を願ふ、こういうわけでありまして。

○大和与一君 その審議会のまとまったと言われる案ですが、ちよつと、これはもし私が間違つておれば訂正しなかつたかぬのですけれども、たとえば委員会の構成、あるいは常勤の問題、これはその審議会の委員から聞いてたんですけれども、これは別に審議されてないというふうな聞いておりますが、その点は如何ですか。

○政府委員(中西實君) 具体的な、今おつしやつた点は話に出たことは出ましたが、はつきりと決定になったわけじゃございません。ことに常勤の問題につきましても、話が全然ございませんでした。

○大和与一君 そうしますと、大臣のおつしやつたまとまった点をきいて、めたとおつしやつても、今の二点については思ひ違ひであつたと、こういうふうにお認めになりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私からお客へいたします。法律案を改正するのでありますから、やはり一応体系を整へなければなりません。そこで四三三項のよきな点は止むを得ず現行法のまゝにいたしました、さらにこういふ改正をする機会に、先ほどからお話の出

ておりますように、仲裁委員会に權威を持たせるようにして、そうして準司法的な立場をできるだけ尊重するようにしたい。同時にまた三十五条などでは、政府に仲裁裁定をできるだけ実現し得るような努力義務を与へたと、こういう次第であります。

○大和与一君 大臣がこの法律改正についてあまり強引に無理をするというふうな気持はないか、先ほども、この前も本会議でおつしやつていのですが、それならば審議会で実際に審議を十分されてない、こういう問題について、あるいはこの適用を受ける組合側なんか、どうもこういうことじゃ困る、これはぜひやめてもらいたい。こういう意見が強く主張されておれば、これに対して再考する、十分耳を傾けて、できたらはその話をまとめていきたい、こういう気持が十分おありのようないが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 審議会の模様を承りまして、さうでありまして、やはり法律に對するお立場上どこまでも賛成をしかねると、さういふ点が両者の間にあり得ることは、これはやむを得ないことではあります、大和さんも十分御承知のように、いろいろ立場があつて、多少不満なところがあるが、とにかくこの改正案の方が現行法よりも理想的であるという事は、組合の方々、大衆もよく存じておられるところでありまして、私はさういふ意向を尊重いたしまして、やはりこの改正案は皆さんにも御賛成願ひ方がいふ、さう考へております。

○大和与一君 理想的ではないが、何分の一くらいは前進をする、さういふふうには大衆は理解をしてゐるかもしれないが、今のこの二点は、私たちがこれはぜひとも構成については五・五・五だとか、あるいは常勤のことでは、政府に仲裁裁定をできるだけ実現し得るような努力義務を、さういふ意見を強く持つてゐるわけですが、たとえばストライキを破ります会社が、憲法違反だからいけないという事を言うかと思へば、これは言わないで、政府の意のあるところを、御苦勞したことについては理解した上に立つて、この委員会が審議してもらつてゐるわけだと思ふのです。ですから、今私が話したようなこの二点については、なお大臣として、政府としても一べん一つ考へてみると、さういふことになる、さういふことが進むというふうなことがあるかもしれないと思ふのです、その辺は絶対いかなぬなどと言わぬで、もう少し色よい返事もたまにはしてもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 提案いたしましたまでに、十分さういふ点についてわれわれ研究をいたしました。それからまた審議会の途中から、この審議会の構成分子の方のお話を、部分的にはよくよくお聞きをいたして、さういふ点も十分資料として検討いたしましたけれども、今回の改正案はやはりさういふふうにする方がよい、さういふ私認定をいたしまして、従つて政府で提案をいたしますのでありますから、この運用の万全を期するといふ責任については、私も十分その責任を感じてやつておるわけでありまして、どうか一つこの改正原案で御了承を願ひます。

○大和与一君 第二十条の二の、先ほどから問題になつてゐます「意見をきいて」ということは、これはまた大臣は三月九日の社会党の栗原君の質問に対して「最終的に皆様の御協賛を経て総理大臣が任命する」という言葉で答えておりましたが、さうなると、實際上いろいろとはつきりとおつしやらぬけれども、同意がなくは実際上きまらないのだから、とにかく何がなんでもまとめてさうしてきまつてくるのだ、さういふふうにおつしやつてもいいと思ふのですが、いかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) そのことにつきましても、先ほどさういふ議論をかわされたわけでありまして、私が「皆様の御協賛を経て」というのは、その候補者を選任いたしますまでは、部内においてそれぞれ労使双方の御意見を承つた上で、私も責任を持つてその候補者をきめて、そこで国会の皆様の御賛成を得て総理大臣を任命する、さういふことを申し上げたわけでありまして。

○大和与一君 次に、団体交渉で大体話がまとまつた場合には、そのまゝまゝたことが実行されることが一番いい。しかし、今のところでは非常にいろいろな制約があつて、きめようにも、団体交渉できても、絶対に予算の流用ができないからやむを得ない、さういふことになつてゐるわけですが、これを法律全体の不備な点もまだあるのだから、特にこの点については十分に御理解をいただいているのですから、これがほんとうにもつとよく練れてりつぱな案に改正されるまでは、今回は少しは幅が広がつたとは言へますけれども、できればこれを団体交渉のまゝと

またときには、国鉄の総予算の中と
いますか、その中で少しは流用して
もいい、このくらいのことまでいっ
てもう少しはいいと思うのですが、
その点はいかがですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今のお話は
調停案が出た場合の……調停を持ち出
す前のお話でございますか。

○大和与一君 いや、出る前ですわね。
団体交渉を並行してやりますでしよ
う。出る前もやるし、やっているか
ら、団体交渉でまとまったときにはそ
れは国鉄の、たとえば公社のワク内
で予算の流用、移月ぐらいいはあつて
いいというところが、目安があれば団体
交渉がまとまっていくと思うのです
が、そういうファウンデーションと申
しますか、何かそういうことを認める
ということになれば一番いいのです。

○政府委員(中西實君) 労使で話し合
いがまとまれば、それが実行されるこ
とは一番望ましいことだと思います。現
実はそうなるのではなからうかと思
います。ただ予算の制約がございます
ので、従って会計法上流用の手続と
か、そういうものはやはり省略するわ
けにはいかないのではないかと。しか
し双方で話がまとまったというものにつ
きましては、なるべくそれが実行され
るよう政府としても考えるべきだ、
ただ会計の一般原則は、これは守らざ
るを得ないというふうに考えます。

○大和与一君 きょうはこれで終りま
す。

○委員長(重盛壽治君) ちよつと速記
をとめて。

○委員長(重盛壽治君) 速記を始め
て。

それでは、本日は本件に對しまして
は、一応この程度にいたしまして、次
回に譲りたいと思いますが、御異議ご
さいませんか。

○委員長(重盛壽治君) それでは、本
日はこれにて閉会いたします。
午後三時四十五分散会

四月七日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、健康保険法改正反對に関する請
願(第一〇八五号)(第一一三四号)
一、日本赤十字社法改正に関する請
願(第一〇八六号)

一、療養院得権存続に関する請願
(第一〇八八号)

一、国民健康保険の完全実施に関す
る請願(第一〇八九号)

一、原水爆被災者の生活保障等に関
する請願(第一〇九四号)

一、衛生検査技師法制定に関する請
願(第一〇九五号)

一、国民健康保険の完全実施に関す
る請願(第一〇九六号)(第一〇九
七号)(第一〇九八号)(第一〇九
九号)(第一一〇〇号)(第一一〇一
号)

一、疾病保険の統合に関する請願
(第一一〇二号)

第一〇八五号 昭和三十一年三月二
十六日受理

健康保険法改正反對に関する請願
請願者 群馬県高崎市議會議
長 清水吾一
紹介議員 最上 英子君
政府は健康保険財政の収支不均衡を解
決する策として、被保険者、医師等の
負担増額によりうとしていることは、

社会保障制度の精神に逆行するばかり
か、患者の早期発見、治療を困難なも
のとし、更に、医療内容を低下させ、
医学医療の発達を阻害し、しいては健
康保険の崩壊と混乱におとされるこ
となるから、被保険者負担の増加を
伴わない適正な健康保険体制を確
立するよう善処せられたいとの請願。

第一〇八六号 昭和三十一年三月二
十六日受理

日本赤十字社法改正に関する請願
請願者 東京都渋谷区公会堂通
り四〇 斎藤寿章
紹介議員 山本 經勝君

現行の日本赤十字社法は、全面的に不備
の法律であり、法律として立法の体をな
していない。例えば、赤十字社法第一
条には、日本赤十字社の目的が明示さ
れ、同法第二条には、日本赤十字社の国
際性が明記されている。それであるの
に同法第三十五条には、「日本赤十字社
は、社会事業福祉法(昭和二十六年法
律第四十五号)の規定する第一種社会
福祉事業及び第二種社会福祉事業を経
営するものとする」と規定してあつ
て、広く国内的な社会事業を経営するこ
とを日本赤十字社に命じている。それ
は上述同法第一条に明記してあること
の日本赤十字社の目的以外の国内的
事業を日本赤十字社に行わしめること
であつて、第一条と第三十五条とは全然
矛盾した規定であることを示している
。このように矛盾不合法な日本赤十
字社法は立憲国として有効に存在せし
むべきものではないから、同法の全面
的改正を実現せられたいとの請願。

第一〇八八号 昭和三十一年三月二
十七日受理

療養院得権存続に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市西花園
八 山口喜徳外四名
紹介議員 赤木 正雄君

昭和三十年法律第六十一号により療
養院は、昭和三十三年限り禁止されるこ
とになっているが、これは療養院の社会
的存続価値を無視して理由なくその既
得権を奪おうとするものであるから、
第二十二特別国会における附帯決議を
実現して手技、電気、光線、温熱、刺
けき療養が、それぞれ従来の名称によ
り義務のできるようすみやかに立法措
置を講ぜられたいとの請願。

第一〇八九号 昭和三十一年三月二
十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請
願
請願者 富山県中新川郡上市
町 平井勇蔵外千八百
十二名
紹介議員 館 哲二君

国民健康保険事業関係者は、その課せら
れた使命に全力を傾注して経営の合理
化に努めているが、いままも本制度の恩
恵に浴さない約二千八百万人の国民が
いることは、他の多数勤労者の殆んど
が各種社会保険によつて、なんらかの医
療保障を受けている現状からみて、誠
に不合理であり、また、わが国社会保
障制度確立の上からも遺憾であるか
ら、国民健康保険事業の実施を市町村
の義務制とするよう、国民健康保険法
の第二条を改正せられたいとの請願。

第一〇九四号 昭和三十一年三月二
十七日受理

療養院得権存続に関する請願
請願者 兵庫県豊岡市西花園
八 山口喜徳外四名
紹介議員 赤木 正雄君

昭和三十年法律第六十一号により療
養院は、昭和三十三年限り禁止されるこ
とになっているが、これは療養院の社会
的存続価値を無視して理由なくその既
得権を奪おうとするものであるから、
第二十二特別国会における附帯決議を
実現して手技、電気、光線、温熱、刺
けき療養が、それぞれ従来の名称によ
り義務のできるようすみやかに立法措
置を講ぜられたいとの請願。

第一〇八九号 昭和三十一年三月二
十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請
願
請願者 富山県中新川郡上市
町 平井勇蔵外千八百
十二名
紹介議員 館 哲二君

国民健康保険事業関係者は、その課せら
れた使命に全力を傾注して経営の合理
化に努めているが、いままも本制度の恩
恵に浴さない約二千八百万人の国民が
いることは、他の多数勤労者の殆んど
が各種社会保険によつて、なんらかの医
療保障を受けている現状からみて、誠
に不合理であり、また、わが国社会保
障制度確立の上からも遺憾であるか
ら、国民健康保険事業の実施を市町村
の義務制とするよう、国民健康保険法
の第二条を改正せられたいとの請願。

第一〇九四号 昭和三十一年三月二
十七日受理

原水爆被災者の生活保障等に関する請
願
請願者 東京都港区芝新橋七ノ
二 柳田ふき
紹介議員 藤田 進君

広島、長崎に原爆がおとされて、罪な
き三十万人が悲惨な最後をげたこと
は、日本国民の終生忘れ得ぬ悲劇であ
り、しかも十年を経た今日、原子病で
次々に倒れていくのを見聞きするとき
痛恨やるかたない思いにかられるので
あるが、一方生き残つた被爆者のう
ち、いま直ぐ治療を要する二万の原爆
症患者がいるのにこれらの人には今日
まで何らの救済の手も打たれていない
から、すみやかに国家の責任で被爆者の
治療、生活保障をせられるとともに、
このような悲惨事をくりかえすことの
ないように、米、ソ両国に對して嚴重
に原水爆の禁止を訴えられたいとの請
願。

第一〇九五号 昭和三十一年三月二
十七日受理

衛生検査技師法制定に関する請願
請願者 北海道札幌市琴似町
立札幌療養所内 大西
要
紹介議員 木下 源吾君

今日のわが国医学界の機構のなかにあ
つて、疾病の診断、治療及び予防のあ
らゆる分野に、適確な効果を招来する
ための重要な資料を提供するものは、
試験検査技術者であり、これらの技術
者は病院、療養所、保健所、研究所等
にあつて基礎的過程を担当して、その
総合的な成果に重大な役割を果たして
いるが、その社会的地位は余りにも悲慘
であり、縁の下に力持ちとしてただ便
宜的にのみ遇され、何等の国家的身分
保障も与えられず放任されていること

は遺憾であるから、既に国家的資格を与えられているエックス線技師、看護婦、栄養士等と同様に身分保障のための立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇九六号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
請願者 横浜市中区本町県庁内
神奈川県国民健康保険
団体連合会内 鈴木十
郎外三千五百名

紹介議員 曾根 益君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一〇九七号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
(二通)
請願者 名古屋市中区南外堀町
六ノ一愛知県国保団体
連合会内 石田銀次郎
外六百二十七名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一〇九八号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
請願者 岐阜県恵那郡川上
村 伊藤重外二千二百
十名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一〇九九号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
請願者 岡山県和気郡和気町
長 日笠政治
加藤 武徳君

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一一〇〇号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
(八通)
請願者 千葉県佐原市長 坂本
官蔵外二千六百四十名
官蔵外二千六百四十名

紹介議員 伊能繁次郎君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

第一一〇一号 昭和三十一年三月二十七日受理

国民健康保険の完全実施に関する請願
請願者 静岡県賀茂郡下田町須
崎 小川清五郎外千七
百十六名

紹介議員 長島 銀蔵君
この請願の趣旨は、第一〇八九号と同じである。

内容にいちじるしい差等を生じるに至つては、医療保障政策の一貫性からも遺憾であり、社会保障制度確立のためにもこれが統一の促進は刻下の急務であるから、すみやかに疾病保険の統合を目的とする調査会を国会に設けて調査に着手されこれが実現を図られたいとの請願。

第一一三四号 昭和三十一年三月二十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願
請願者 栃木県足利市大沼田町
国立足利療養所内 吉
田久次郎外千七百七十五名

紹介議員 長谷部ひろ君
この請願の趣旨は、第一〇八五号と同じである。

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)

一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)

一、船員保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)

疾病保険の統合に関する請願
請願者 福島市中町四七福島県
国民健康保険会館内福
島県国民健康保険団体
連合会理事長 石原幹
市郎外七名

紹介議員 石原幹市郎君
現在、各種疾病保険が乱雑に制定されているため、その事務手続等が煩雑であるばかりでなく、経費の増高や保険